

1997年 2月22日発行 昭和51年12月22日第三種郵便物認可  
KSK 通刊1567号(毎月12回2.3.4.5のつく日発行)

---

KSKきずな85号  
平成8年度障害者地域作業所  
実態調査報告書

1996年6月3日調査実施

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会  
〒221 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
☎045-311-1421内222

---

## 目 次

### はじめに

<b>調査報告</b>	P
1. 調査概要	2
2. 神奈川県内施設、地域作業所利用者の実態	3
3. 利用者の状況（障害種別、程度、 年齢、在籍年数、平均給与）	4
4. 昭和61年との対比（障害種別、年齢）	10
5. 利用者の異動状況、家庭状況	12
6. 利用者一人当りの広さ（家賃と作業所の広さ）	16
7. 職員の状況（構成、年齢、勤続年数 地区別平均給与、労働・社会保険加入など）	19
8. 利用者の通所状況	29
9. 作業所内で常時介護・援助が必要状況	30
10. 作業所の時間外援助サービス、その他	31

### 参 考 資 料

1. 平成8年度障害者地域作業所補助基準額と 各市町村独自補助内容	34
2. 県単型ケアセンター（デイ・サービス）運営費との格差	38
3. 法内施設との格差（比較表）運営費・整備費、 職員配置	40
4. 年度別養護学校高等部卒業生の進路状況	42
5. 障害者地域作業所補助基本額と設置数の推移 （福祉部、衛生部所管）	44
6. 平成8年度国・神奈川県・横浜市・川崎市の グループホーム、生活ホームの補助額	50
7. 障害者地域作業所の運営充実に関する要望書	52

### ま と め

## はじめに

### 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 会長 高下 昇

今 国も県もまた、市町村も財政逼迫で新規施策はほとんど見る事ができません。しかし、その一方で「障害者プラン～ノーマライゼーション」が年戦～」は推進しなければなりません。問題はいろいろありますが、これは障害者施策を大きく変える転機になるでしょう。

その真価が発揮されるか否かは、各市町村域での障害者地域作業所、施設関係者の双肩にかかっています。

障害者地域作業所が、補助事業化された当初は、障害を持つ人の成人期の施策が少ないことへの対策として県が取り組んだものと思われませんが、今日では6,500人を越える利用者とそこにたずさわる約1,500人の職員数を見ると、地域作業所の社会的責任の重たさを痛感せざるを得ません。行政に対してもこの地域作業所の存在を十分認めていただき、これを維持発展させていくための補助体制を確立してもらうことが、最大の課題です。

事実に基づく主張は必ず相手を納得させる迫力があります。この実態調査の結果を有効に活用し、着実に粘り強く交渉を積み重ねていく中で、必ずや前途に光明を見い出すことが出来ると固く信じております。

また、この資料が内外の共感を得ることができると確信し成果を期待する次第です。

最後に、調査・研究部会の永年にわたる努力に敬意を表し、神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が一致団結して、地域で暮らす障害を持つ人の未来を切り開く大きなうねりをつくり出すことを誓います。

## 1. 調査の概要

調査主体 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会  
 調査日 平成8年6月3日(調査基準日平成8年4月1日)  
 調査対象 神奈川県内の地域作業所・活動センター・家庭内作業所  
 406事業所(福祉部・衛生部所管)  
 調査方法 アンケート記入方法(作業所名記名)  
 郵送・ファックスによる回答  
 回収率 86.5%

地区名	調査数	回答数	回収率 %
横 浜	141	115	81.6
川 崎	54	46	85.2
横須賀	51	48	94.1
湘南東	37	35	94.6
湘南西	24	22	91.7
西 湘	23	17	73.9
相模原	44	37	84.1
県 央	32	31	96.9
全 県	406	351	86.5

ブロック名	地区別名	行 政 地 域
第Ⅰ ブロック	川崎地区	川崎市
	横須賀地区	横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町
第Ⅱ ブロック	湘南・東地区	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町
	湘南・西地区	平塚市・大磯町・二宮町
	西湘地区	小田原市・秦野市・南足柄市・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・ 湯河原町
第Ⅲ ブロック	相模原地区	相模原市・城山町・津久井町・相模湖町・藤野町
	県央地区	厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市 伊勢原市・愛川町・清川村
	横浜地区	横浜市

## 2. 神奈川県内施設、地域作業所利用者の実態

(平成8年度神奈川県心身障害児者対策の概要より)

(平成8年4月現在)

所管	種別	施設名	施設数	入所	通所	
福祉部	知的障害	更生施設	79	3133	1804	
		授産施設	34	340	1300	
		福祉工場	1		40	
	身体障害	更生施設	視覚障害者更生施設	1	20	4
			肢体不自由者更生施設	2	60	11
			重度身体障害者更生援護施設	2	160	
			内部障害者更生施設	1	80	
		療養施設	療養施設	6	470	
			授産施設	11	258	85
			重度授産施設	2	125	25
			通所授産施設	11		258
福祉工場	1		20			
衛生部	精神障害	通所授産施設	3		60	
			153	4646	3607	

通所施設者数合計 3547名

所管	作業所名	施設数	通所
福祉部	障害者地域作業所	259	3541
	県域 障害者地域活動センター	14	253
	横浜 活動ホーム	6	144
	川崎 デイサービス	11	213
	家庭内作業所	6	76
衛生部	精神障害者地域作業所	110	2372
		406	6599

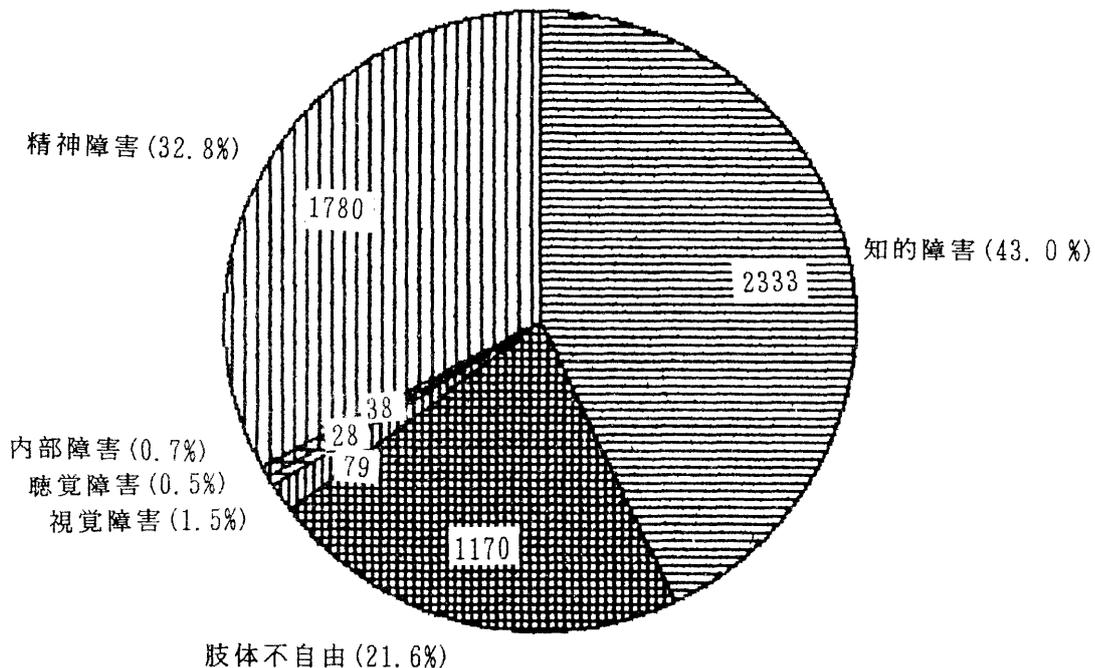
福祉部利用者数合計 4227

平成8年4月現在、施設・地域作業所の新設・定員増により、平成7年4月と比較すると、施設も地域作業所も利用数は200余名増えているが、日中の活動の場として地域作業所を利用している人が多くなっています。

ここ数年の養護学校卒業生の約30%の人が、地域作業所に来ている状況を考えると、今後も地域作業所は増加する傾向があると思われるので地域作業所の補助内容の在り方や整備を推進していく必要があります。

### 3. 利用者の状況

#### 障害種別



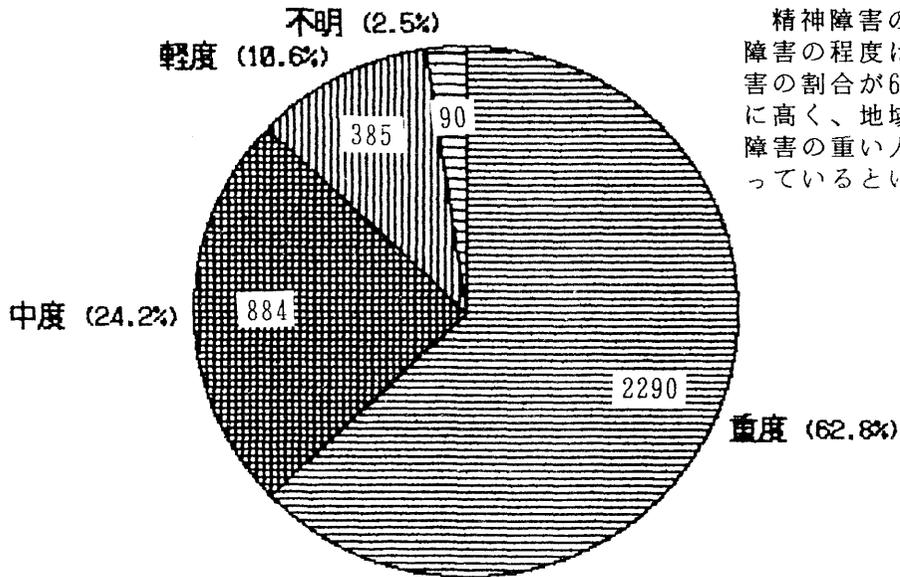
障害種別

	知的障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	精神障害	合計
横浜	720	401	19	8	8	568	1724
川崎	235	170	18	1	5	283	712
湘南東	230	151	9	5	12	243	650
湘南西	187	67	6	3	4	71	338
横須賀	322	128	3	2	3	221	679
相模原	279	70	2	3	2	172	528
県央	262	105	19	5	4	80	475
西湘	98	78	3	1	0	142	322
合計	2333	1170	79	28	38	1780	5428

障害の種別では、知的障害をもっている人の利用が一番多く、次いで精神障害の人が、そして身体障害の人が利用しています。これはここ3年の実態調査の結果と変わりません。

ここ数年精神障害者地域作業所数が増加していますがこのことは、他の障害と比較して、施策が充分でないために医療的ケアを受けつつ一般の社会で働くことが困難な人達の活動の場として、地域作業所が大きな役割を果たしているものと思われます。

障害程度別  
(精神障害除く)

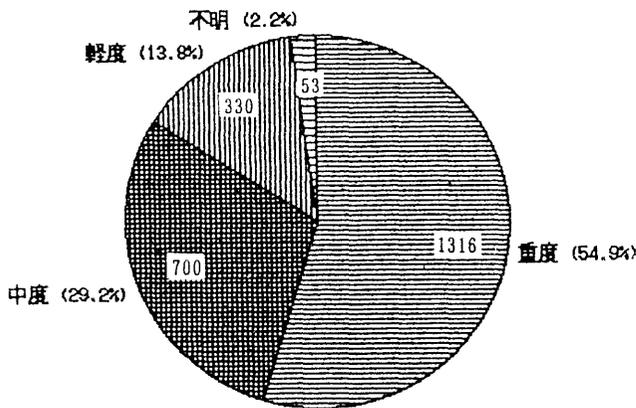


精神障害の人を除いて障害の程度は、重度の障害の割合が62.8%と非常に高く、地域作業所は、障害の重い人達が多く通っているということです。

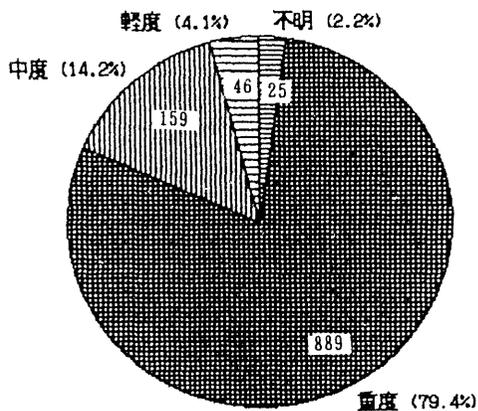
障害程度別

	重度	中度	軽度	不明	合計
知的障害	1316	700	330	53	2399
肢体不自由	889	159	46	25	1119
視覚障害	51	11	2	6	70
聴覚障害	14	4	4	2	24
内部障害	20	10	3	4	37
精神障害	49	222	111	1345	1727
合計	2339	1106	496	1435	5376

知的障害程度



肢体障害程度



知的

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	534	202	95	22	853
川崎	112	81	29	12	234
湘南東	88	69	46	6	209
湘南西	86	59	30	2	177
横須賀	156	103	48	2	309
相模原	147	83	35	4	269
県央	154	78	27	3	262
西湘	39	25	20	2	86
合計	1316	700	330	53	2399

聴覚

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	2	2	1	2	7
川崎	0	0	1	0	1
湘南東	1	0	1	0	2
湘南西	2	1	0	0	3
横須賀	2	0	0	0	2
相模原	3	0	0	0	3
県央	4	1	0	0	5
西湘	0	0	1	0	1
合計	14	4	4	2	24

肢体

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	301	34	13	19	367
川崎	151	21	6	2	180
湘南東	97	35	14	1	147
湘南西	54	9	2	1	66
横須賀	98	29	2	0	129
相模原	61	5	4	0	70
県央	82	19	4	2	107
西湘	45	7	1	0	53
合計	889	159	46	25	1119

内部

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	3	5	0	0	8
川崎	3	1	0	0	4
湘南東	7	1	3	0	11
湘南西	3	0	0	1	4
横須賀	2	1	0	0	3
相模原	1	0	0	1	2
県央	1	2	0	1	4
西湘	0	0	0	1	1
合計	20	10	3	4	37

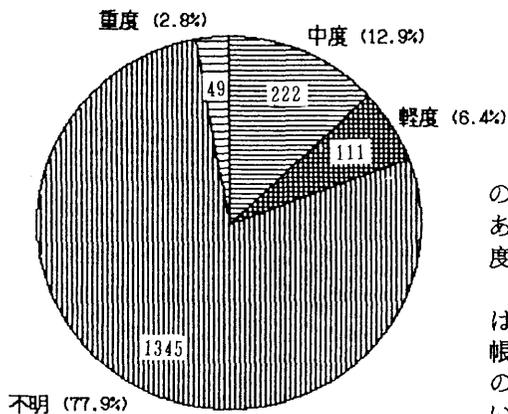
視覚

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	13	3	0	4	20
川崎	7	0	0	1	8
湘南東	8	0	1	0	9
湘南西	2	1	0	0	3
横須賀	1	1	0	1	3
相模原	2	0	1	0	3
県央	16	5	0	0	21
西湘	2	1	0	0	3
合計	51	11	2	6	70

精神

	重度	中度	軽度	不明	合計
横浜	7	43	29	469	548
川崎	5	34	18	237	294
湘南東	1	24	5	199	229
湘南西	4	11	15	41	71
横須賀	5	58	32	125	220
相模原	22	27	5	118	172
県央	3	19	6	39	67
西湘	2	6	1	117	126
合計	49	222	111	1345	1727

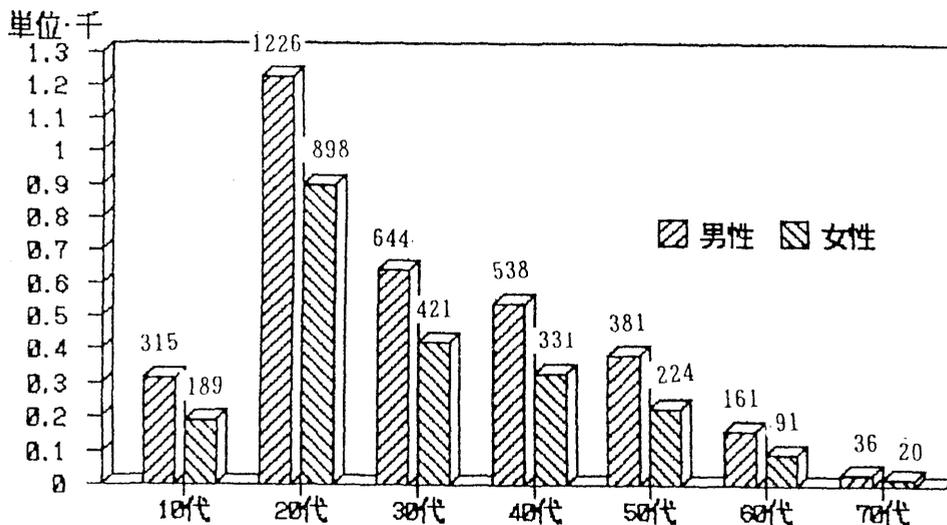
精神障害程度



利用者の障害程度で身体障害の利用者の約80%が重度(身障1.2級)の人であり、知的障害の利用者も約55%が重度(療育手帳A1、A2)の人です。

精神障害者の障害程度の不明が多いのは、障害者基本法の改正により、障害手帳の交付がされていますが、精神障害者の手帳交付の申請がまだ進んでいないということだと思います。

# 利用者年齢構成



利用者年齢構成

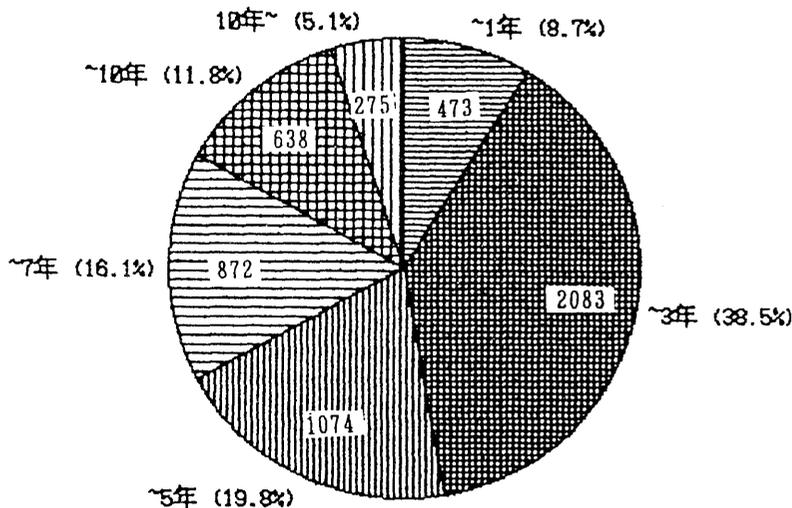
地区名		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	小計	合計
横浜	男	148	426	226	186	114	48	4	1152	1824
	女	83	284	133	89	62	21	0	672	
川崎	男	18	137	63	82	87	42	4	433	721
	女	9	112	59	56	31	17	4	288	
湘南東	男	47	133	53	55	35	25	11	359	619
	女	39	85	26	38	46	20	6	260	
湘南西	男	25	63	37	28	27	9	1	190	336
	女	9	71	19	24	13	9	1	146	
横須賀	男	25	152	93	62	27	6	5	370	668
	女	19	122	73	54	21	7	2	298	
相模原	男	15	134	73	36	22	4	4	288	501
	女	9	114	43	29	14	4	0	213	
県央	男	26	130	51	28	43	18	6	302	499
	女	11	89	39	22	24	5	7	197	
西湘	男	11	51	48	61	26	9	1	207	307
	女	10	21	29	19	13	8	0	100	
合計	男	315	1226	644	538	381	161	36	3301	5475
	女	189	898	421	331	224	91	20	2174	

地域作業所補助の制度（神奈川県障害者地域作業指導事業実施要領）が昭和52年10月に出来て以来、今年で20年になります。昭和54年4月養護学校義務制により高等部卒業した人も30代の半ばとなり、徐々に中年の域に入ってきています。若い人が多いのは、卒業後の活動の場として地域作業所を選択している人が全卒業生の30%余りいるためと思われます。40代以降の人も増えていますが、これは日中何処にも行く場の無かった人で在宅になっていた人・中途障害の人や精神障害の人達が多く利用するようになったものと思われます。年齢を問わずに作業所を利用する方が増えてきていると考えます

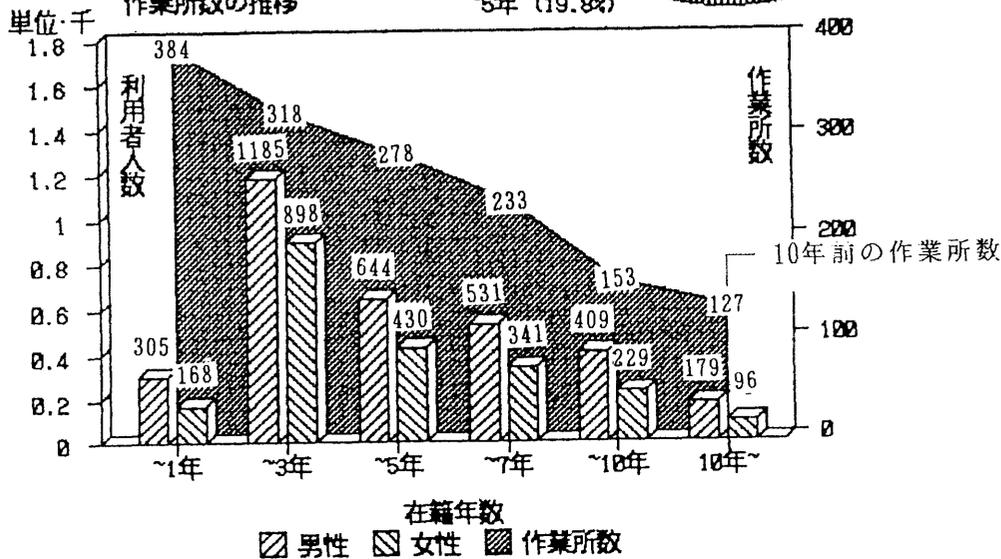
## 利用者在籍年数

地区名		1年	3年	5年	7年	10年	10年	小計	合計
横浜	男	133	375	218	179	140	67	1112	1756
	女	74	265	128	86	65	26	644	
川崎	男	18	137	64	82	87	42	430	715
	女	9	112	59	58	30	17	285	
湘南東	男	47	135	56	55	35	23	351	617
	女	23	97	36	43	48	19	266	
湘南西	男	25	63	37	28	27	9	189	334
	女	9	71	19	24	13	9	145	
横須賀	男	31	157	93	62	27	7	377	675
	女	21	119	74	56	21	7	298	
相模原	男	15	137	75	37	24	4	277	510
	女	12	124	44	32	16	5	233	
県央	男	26	130	51	28	43	18	296	486
	女	11	89	39	22	24	5	190	
西湘	男	10	51	50	60	25	9	206	307
	女	9	21	31	20	12	8	101	
合計	男	305	1185	644	531	409	179	3238	5400
	女	168	898	430	341	229	96	2162	

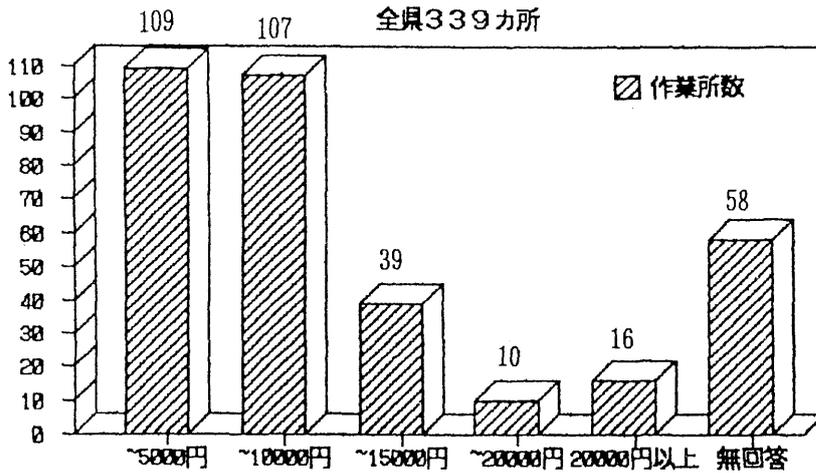
利用者の在籍年数は地域作業所の数に連動しています。この調査を見ると、地域作業所は「ずっと活動する場」となっているものと思われれます。



利用者在籍年数  
作業所数の推移

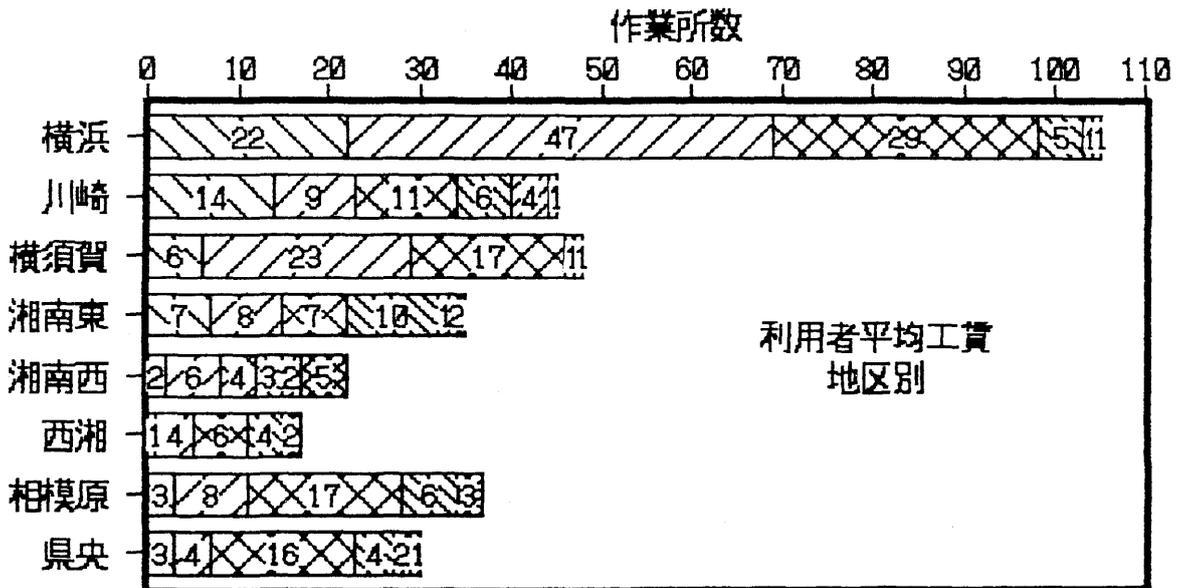


# 利用者の平均給与



単位:ヶ所

	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	県央	西湘	合計
5千円未満	47	9	8	6	23	8	4	4	109
5千円以上1万円未満	29	11	7	4	17	17	16	6	107
1万円以上1万5千円未満	5	6	10	3	1	6	4	4	39
1万5千円以上2万円未満	1	4	1	2	0	0	2	0	10
2万円以上	1	1	2	5	1	3	1	2	16
なしもしくは無回答	22	14	7	2	6	3	3	1	58

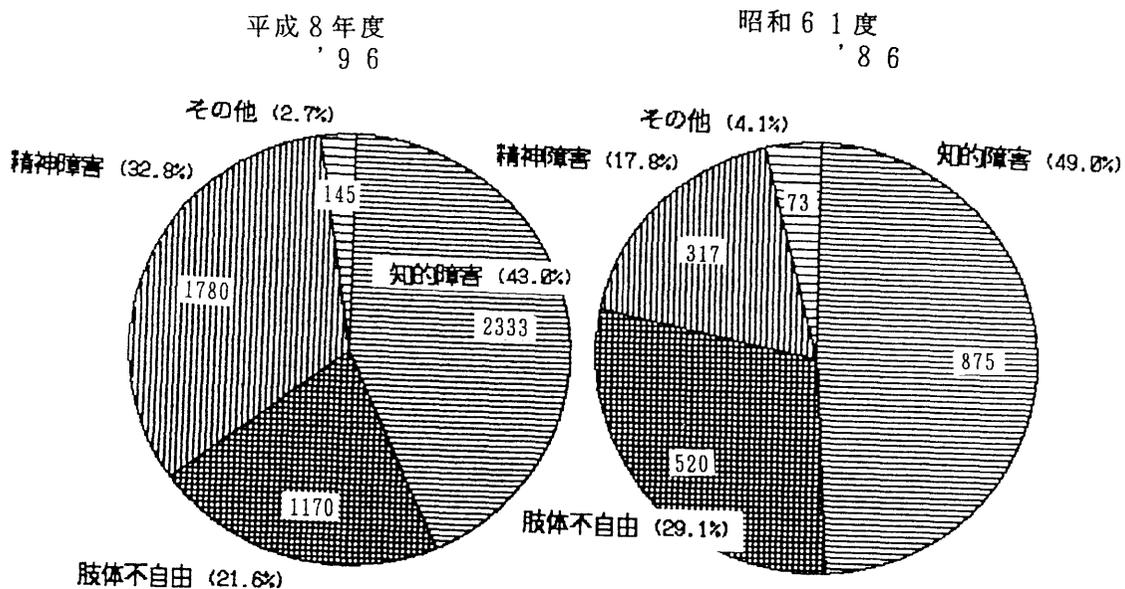


0円.無答
  <5000円
  <10000円
  <15000円
  <20000円
  20000円

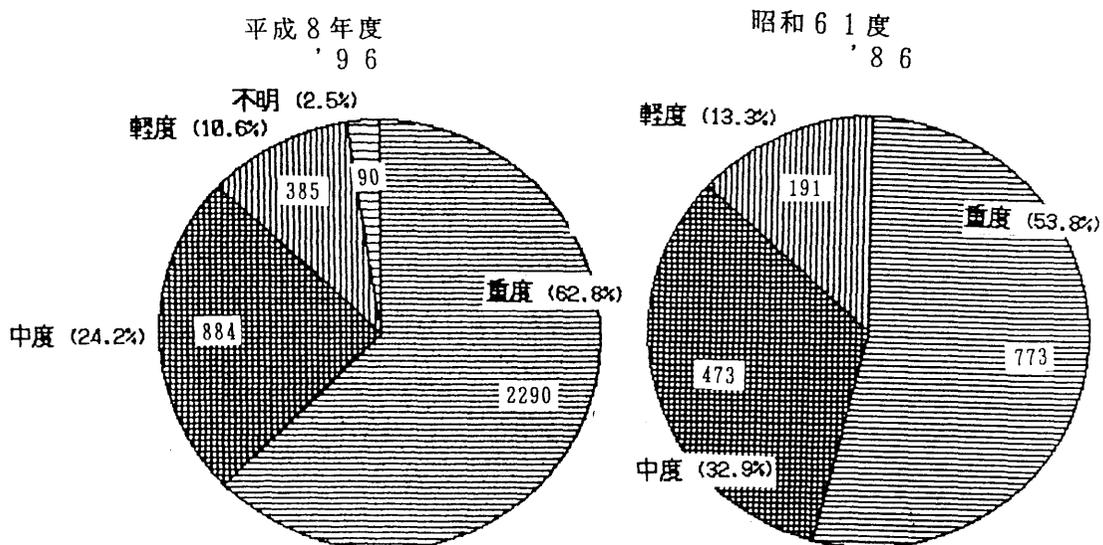
地域作業所利用者の工賃は圧倒的に一万円以下の所が多く、地域作業所の補助制度が出来た時の目的「作業する場」というよりは「活動する場」としての位置づけが大きくなってきています。

#### 4. 昭和61年(1986年)との対比

##### 障害種別

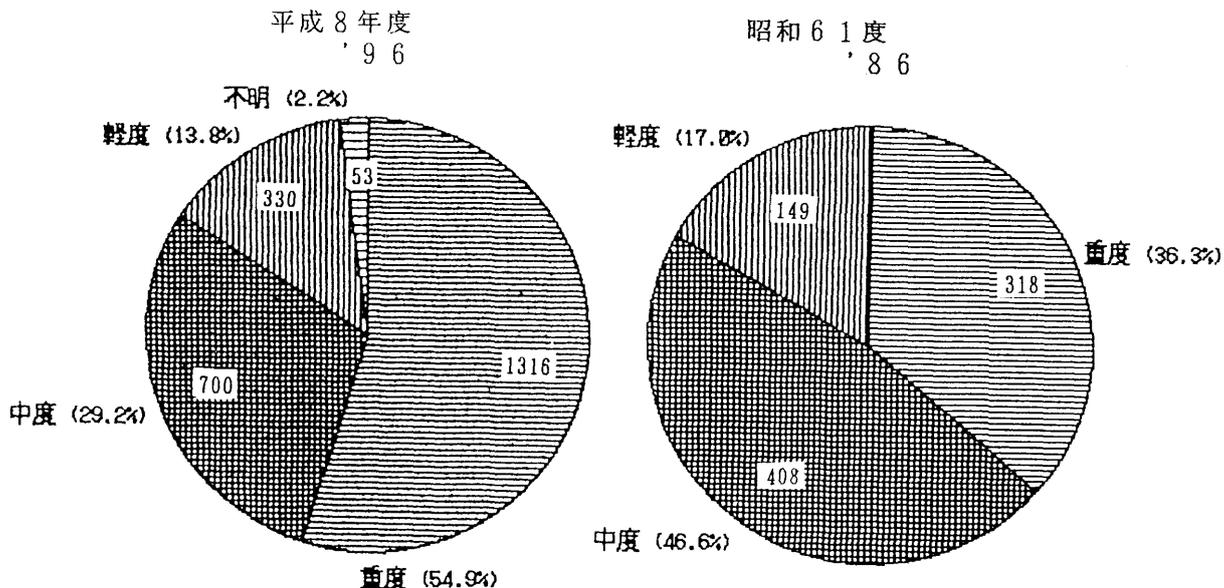


##### 障害程度別



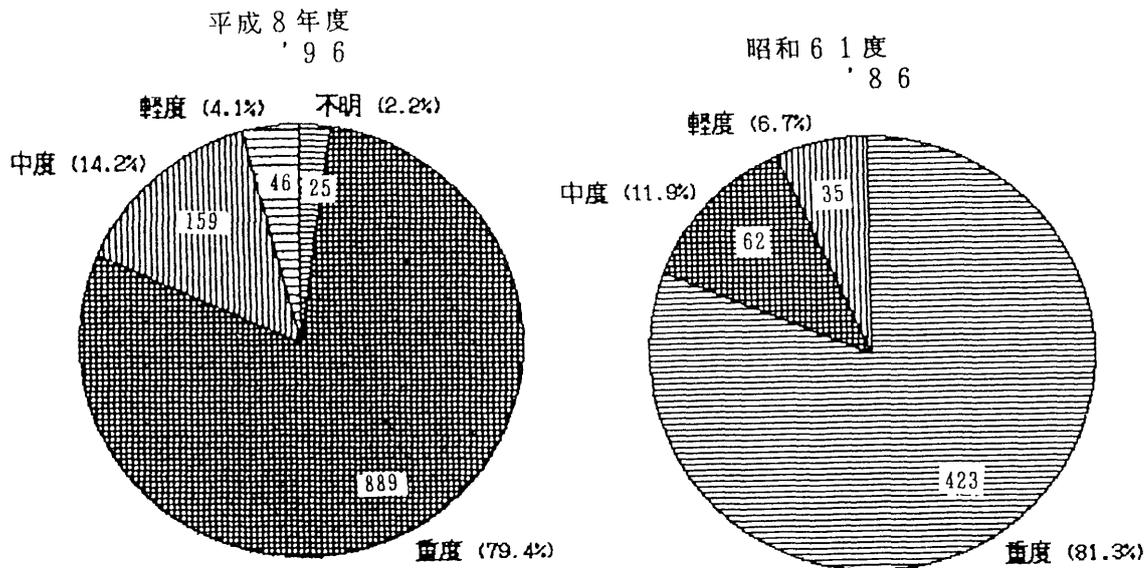
地域作業所の利用者数は増えているとともに、障害者程度が重度の人の割合が増えています。

## 知的障害程度



10年前は中軽度の人を利用する割合が多かったが、重度障害の人がここ10年で急激に（4倍に）増えました。

## 肢体障害程度



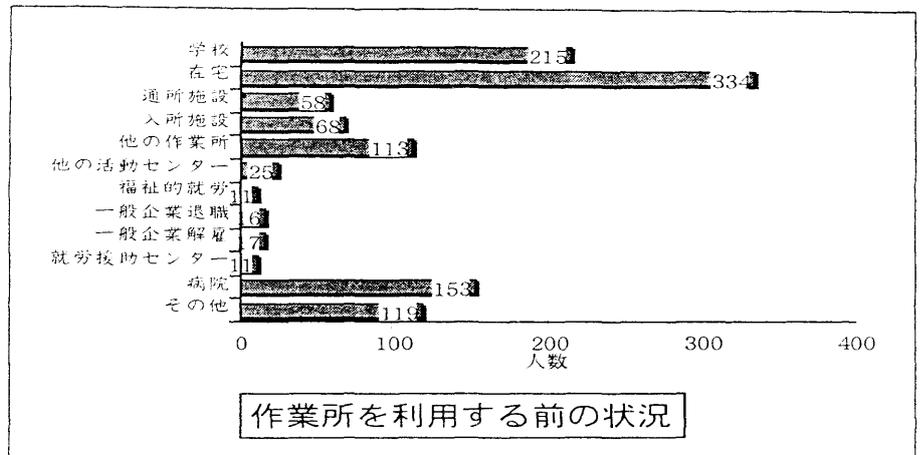
重度の肢体障害者は10年前から、日中活動の場として地域作業所を利用していたといえます。重度の人数は2倍に増えています。

## 5. 利用者の異動状況

(H7. 4. 1～H8. 3. 31)

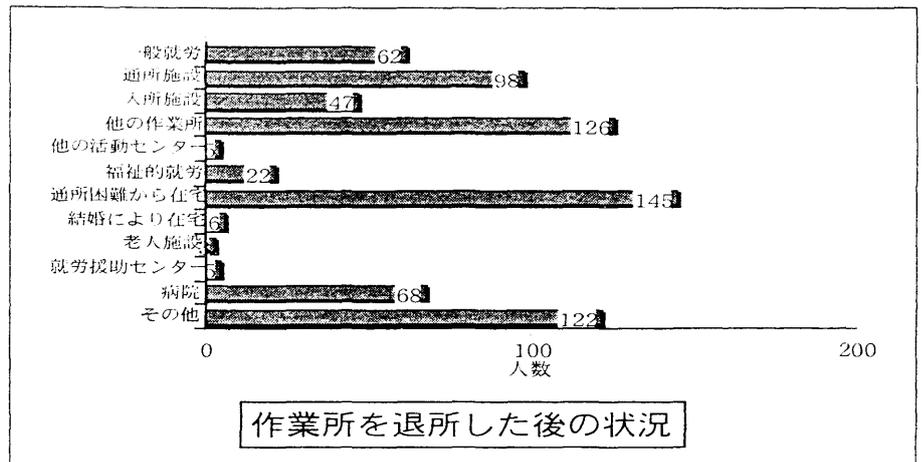
### 作業所を利用する前の状況

	人数
学校	215
在宅	334
通所施設	58
入所施設	68
他の作業所	113
他の活動センター	25
福祉的就労	11
一般企業退職	16
一般企業解雇	17
就労援助センター	11
病院	153
その他	119
合計	1,140



### 作業所を退所した後の状況

	人数
一般就労	62
通所施設	98
入所施設	47
他の作業所	126
他の活動センター	5
福祉的就労	22
通所困難から在宅	145
結婚により在宅	6
老人施設	3
就労援助センター	5
病院	68
その他	122
合計	709



地域作業所を利用する前の状況は、学校・在宅・病院が多く、また他の作業所・入所施設・通所施設から異動してきている。

地域作業所を退所した後の状況として、「家庭の状況で通いきれないのか、本人の病気によるものなのか」通所困難から在宅となった人が145人と多くいることが気になります。在宅になった人への対応を考えていかなければならないと思います。

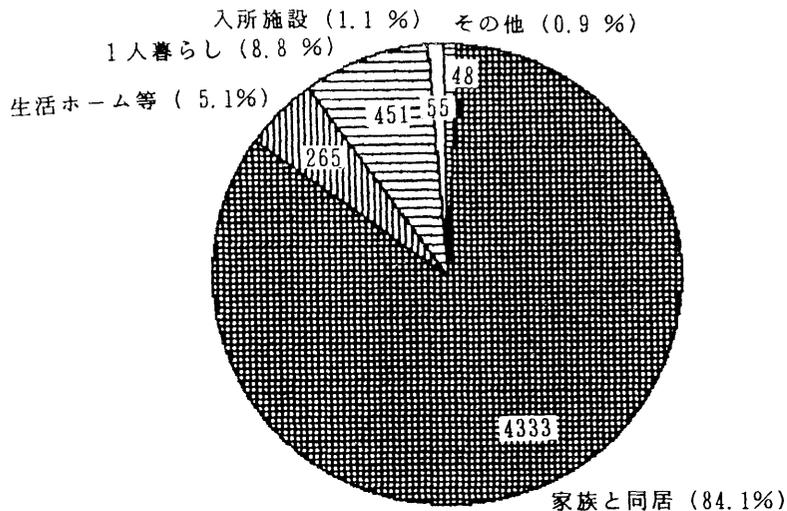
# 家庭状況

ナイトケアの場所

	家族と同居	一人暮らし	生活ホーム等	入所施設	その他
横浜	1289	173	117	37	26
川崎	513	127	38	4	6
湘南東	478	27	29	2	3
湘南西	281	17	31	4	0
横須賀	626	29	11	1	2
相模原	461	23	29	0	0
県央	464	19	5	4	6
西湘	221	36	5	3	5
合計	4333	451	265	55	48

ナイトケアの場所

全県



(H 8 . 4 現在)

生活ホーム・グループホーム・ケア付住宅	箇所数	利用者数
県 域	9 0	4 4 4
横 浜	9 4	3 9 3
川 崎	3 4	1 4 6

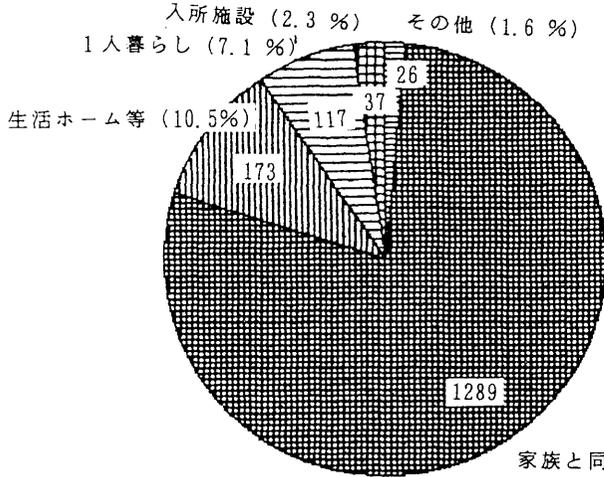
ナイトケアの場所は、昨年度調査同様・家族と同居している人が84.1%と高く、生活ホームや一人暮らしをしている人も全体の14%です。

横浜市内がグループホーム（横浜市では身障・混合のホームも名称はグループホーム）の数が県内ではやはり一番多く国のグループホーム（平成8年4月）・神奈川県的生活ホーム（平成8年10月）の補助制度の重度加算が始まりましたが、より早く重度型のグループホームの制度と共に家賃補助があるためだと考えられます。

地域生活をおくるためには、日中の活動の場の充実と共に、ナイトケアの充実をしていく必要があると思います。生活ホーム（ケア付き住宅）制度の家賃補助を含め、より一層の充実が望まれます。

ナイトケアの場所（横浜、川崎、県域）

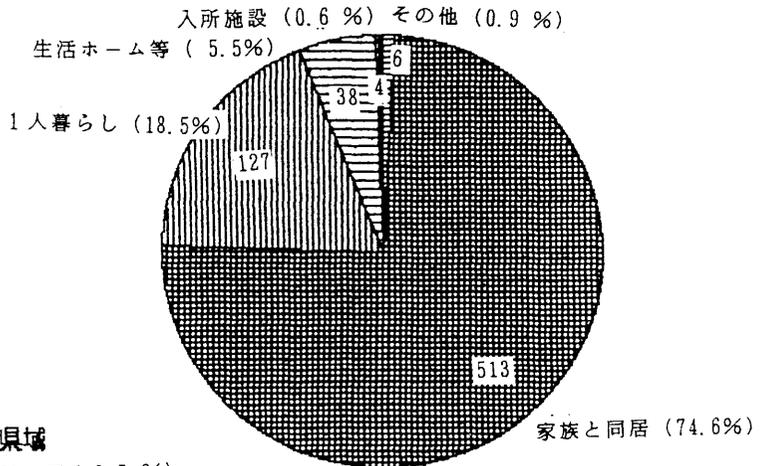
横浜市



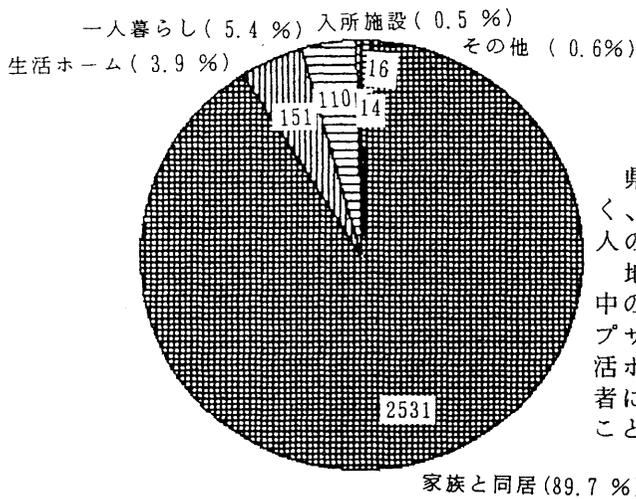
横浜市は、川崎・県域と比較して生活ホーム（グループホーム）で生活している人が多くいます。これは、補助内容が比較的整備されている事に起因していると思われます。

川崎市は、独居の人も約19%と他の地域と比較しても、多くの割合となっています。

川崎市



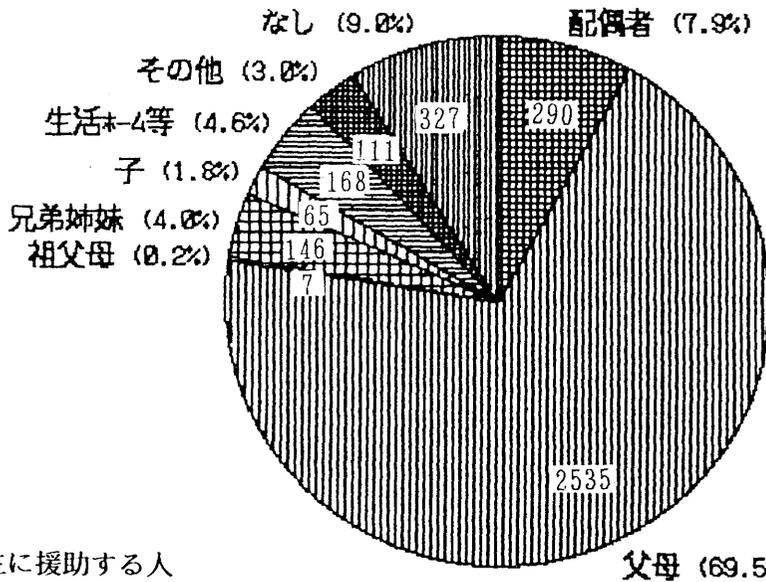
県域



県域では、家族と同居が圧倒的に多く、生活ホーム、独居で生活している人の割合は10%に満たない状況です。

地域生活を安心して暮らすには、日中の活動の場の充実と共にホームヘルプサービス・レスパイトサービス・生活ホーム等の制度の充実と共に、利用者に対して必要な情報を提供していく必要があります。

家庭で主に援助する人

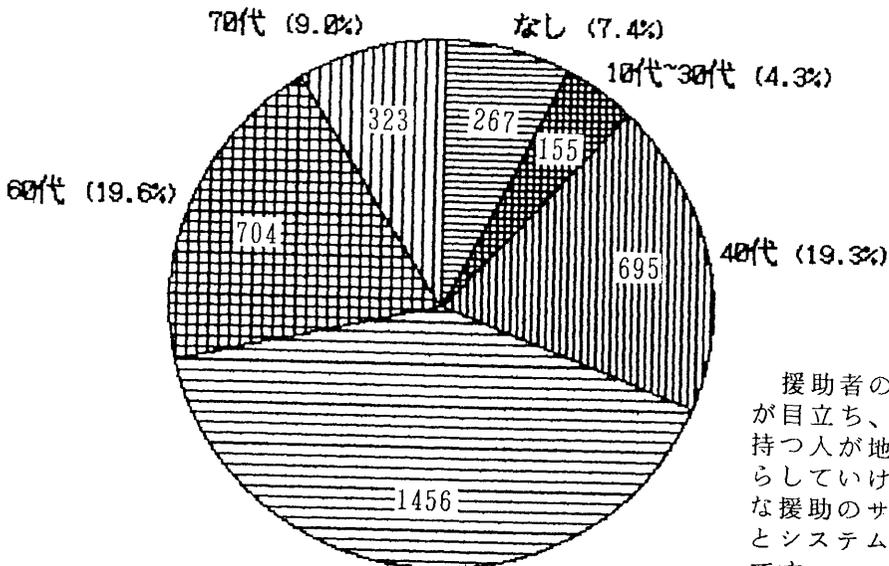


家庭で主に援助する人は、圧倒的に両親である。

主に援助する人

配偶者	父母	祖父母	兄弟姉妹	子	生活ホーム等世話人	その他	なし
290	2535	7	146	65	168	111	327

家庭で主に援助する人の年齢構成

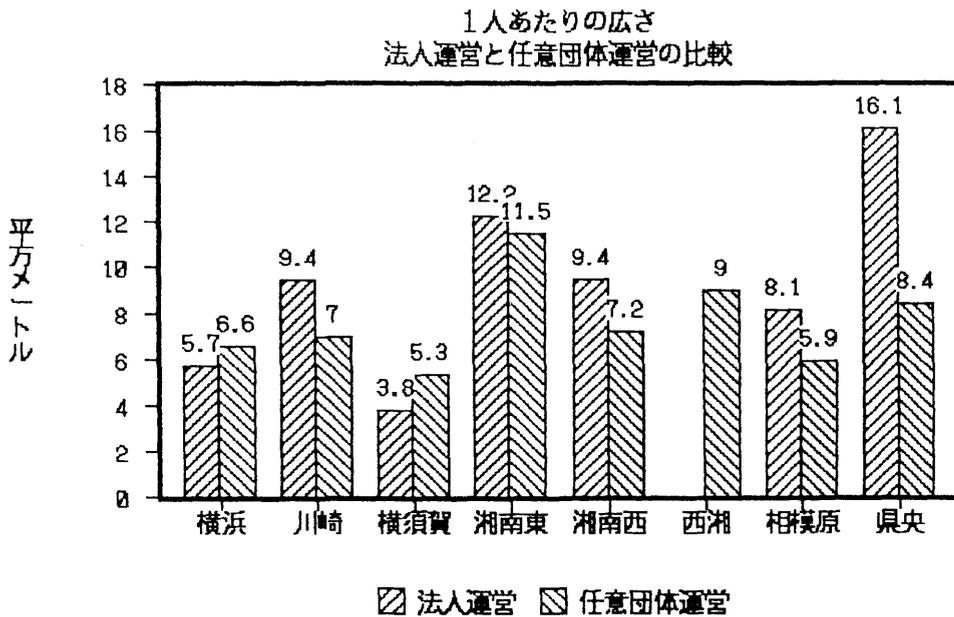
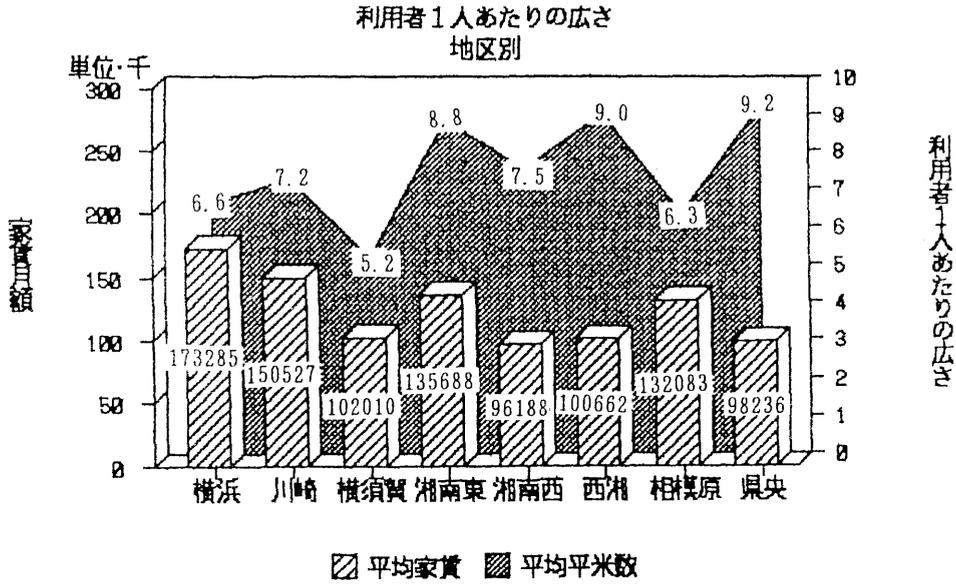


援助者の高齢化が目立ち、障害を持つ人が地域で暮らしていけるような援助のサービスとシステムが必要です。

主に援助する人の年齢

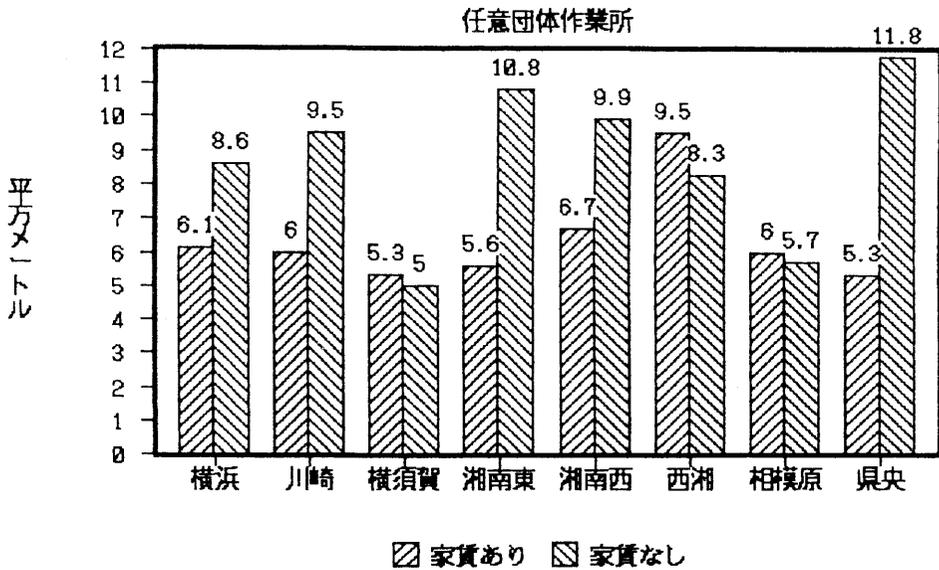
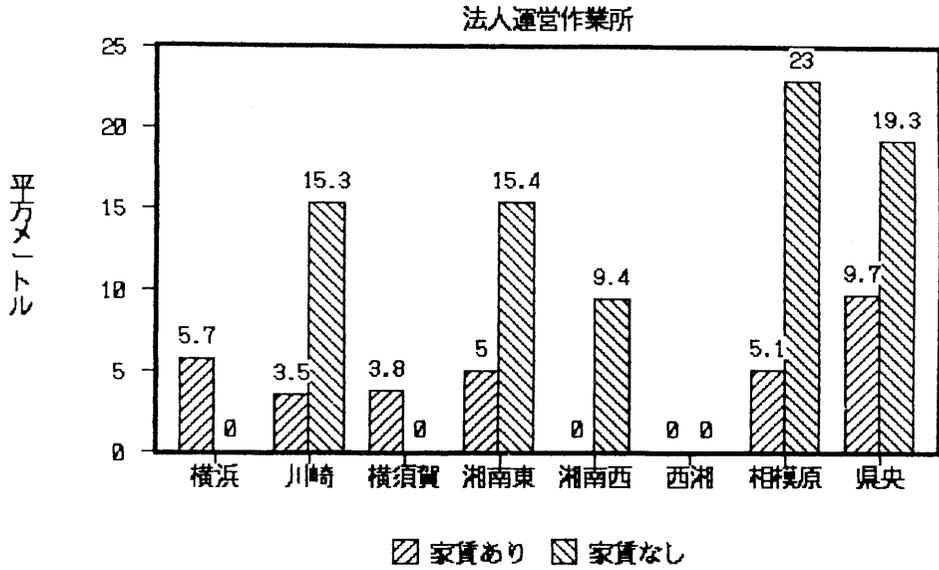
10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	なし
6	88	61	695	1456	704	323	267

## 6. 利用者一人当たりの広さ



作業所の一人当たりの広さは、各市町村の建物に対する助成や家賃補助の在り方によって著しい格差が生じてきています。利用者一人当たりの面積及び作業所の㎡数が一番少ない横須賀地区は、今後このことが非常に課題となります。利用者の安全を考えた時、地域活動センター程度の広さ（1人当たり7.3㎡）は必要だと思います。

法人・任意団体の一人あたりの広さ



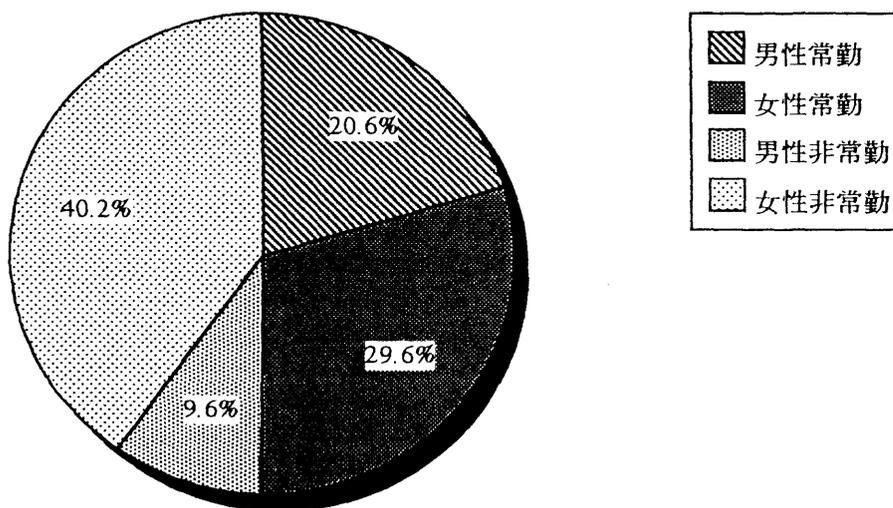
利用者一人当たりの広さは、地区によりかなりばらつきが見られます。また、地区の中のそれぞれの市町村によっても異なりますが、市町村によって建設された建物が多い地区は、家賃なしで1人当たりの㎡数も広がっています。



## 7. 職 員 状 況

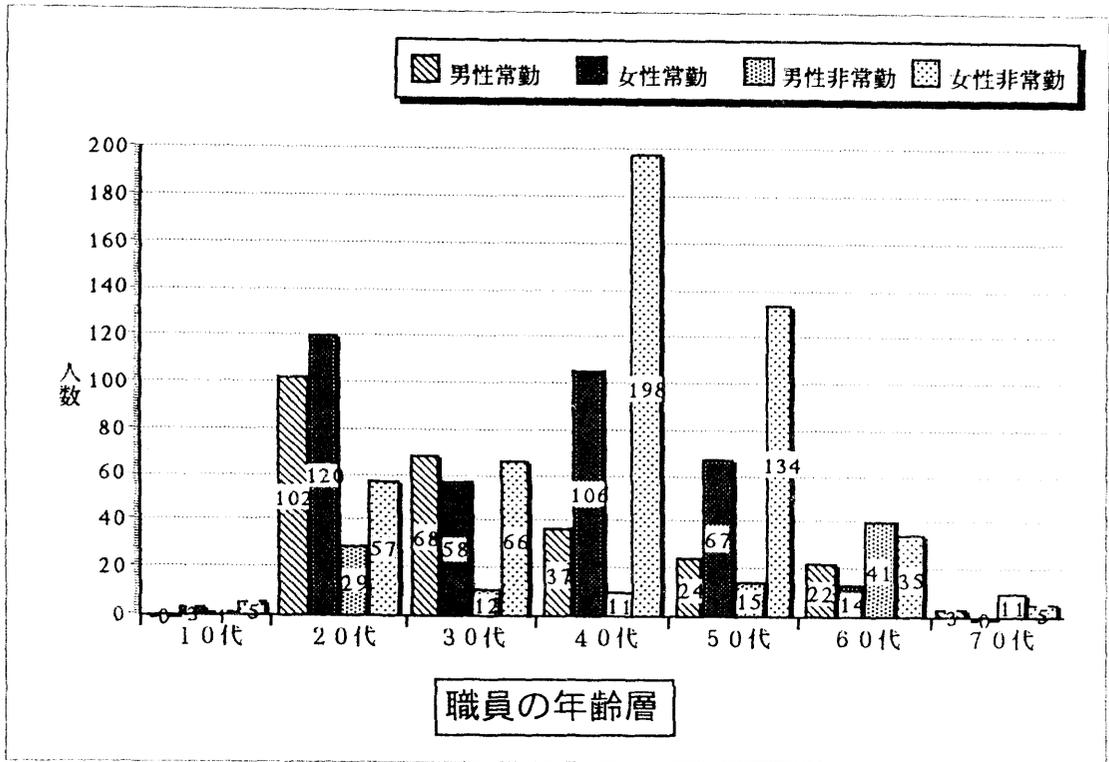
### 職員の勤務の状況

地区	常勤			非常勤			総合計
	男	女	小計	男	女	小計	
横浜	65	101	166	42	108	150	316
川崎	45	70	115	13	28	41	156
湘南東	29	27	56	8	69	77	133
湘南西	24	29	53	6	21	27	80
横須賀	32	53	85	21	101	122	207
相模原	13	27	40	8	79	87	127
県央	37	45	82	10	65	75	157
西湘	11	18	29	12	29	41	70
合計	256	370	626	120	500	620	1,246



### 職員の勤務の状況

職員構成の中で常勤職員が占める割合は、全体の50.2%です。  
 非常勤職員の占める割合が高く、非常勤職員によって活動が支えられています。特に女性の非常勤職員の占める割合は大きいものがあります。

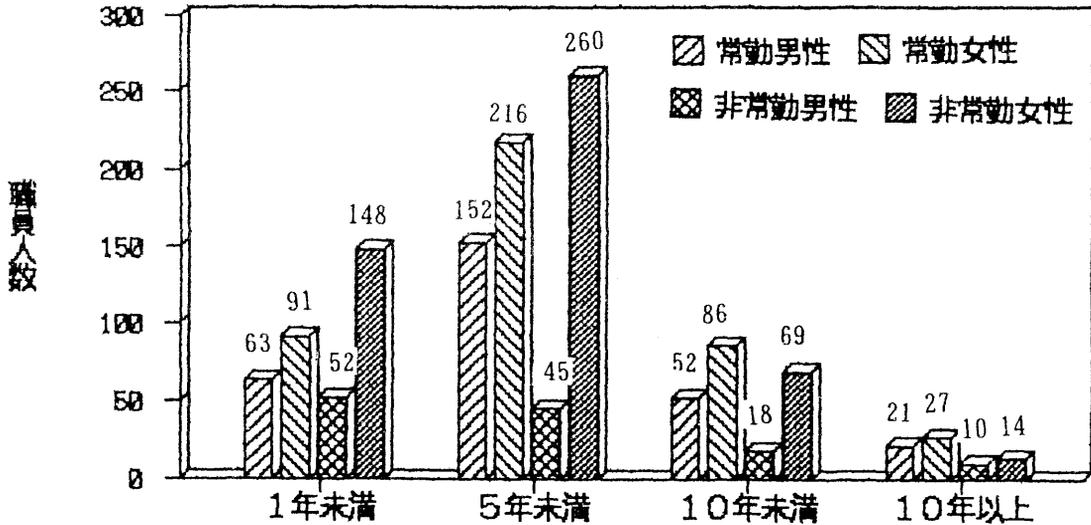


	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性常勤	0	102	68	37	24	22	3	256
女性常勤	3	120	58	106	67	14	0	368
男性非常勤	1	29	12	11	15	41	11	120
女性非常勤	5	57	66	196	134	35	5	500
合計	9	306	204	352	240	112	19	1244

職員の年齢構成をみるならば、20代、30代の常勤職員は男女比はあまり大きな開きはありませんが、30代になると20代の半分の職員数です。40代となると圧倒的に女性職員数は多く、また男性職員は段々少なくなってきています。

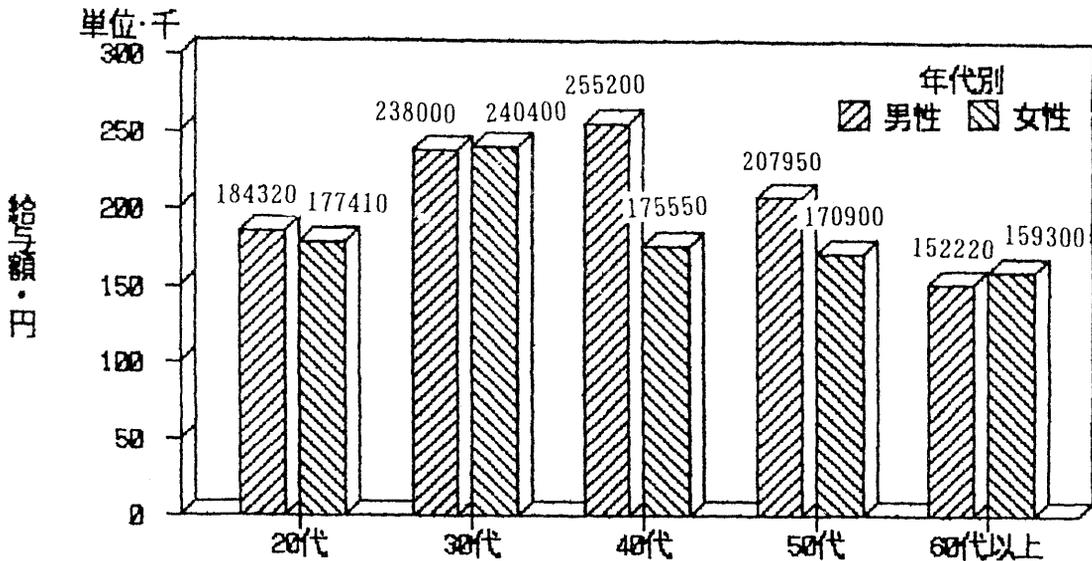
職員勤務年数と年齢別平均給与

	1年未満	5年未満	10年未満	10年以上
常勤男性	63	152	52	21
常勤女性	91	216	86	27
非常勤男性	52	45	18	10
非常勤女性	148	260	69	14



常勤職員平均給与

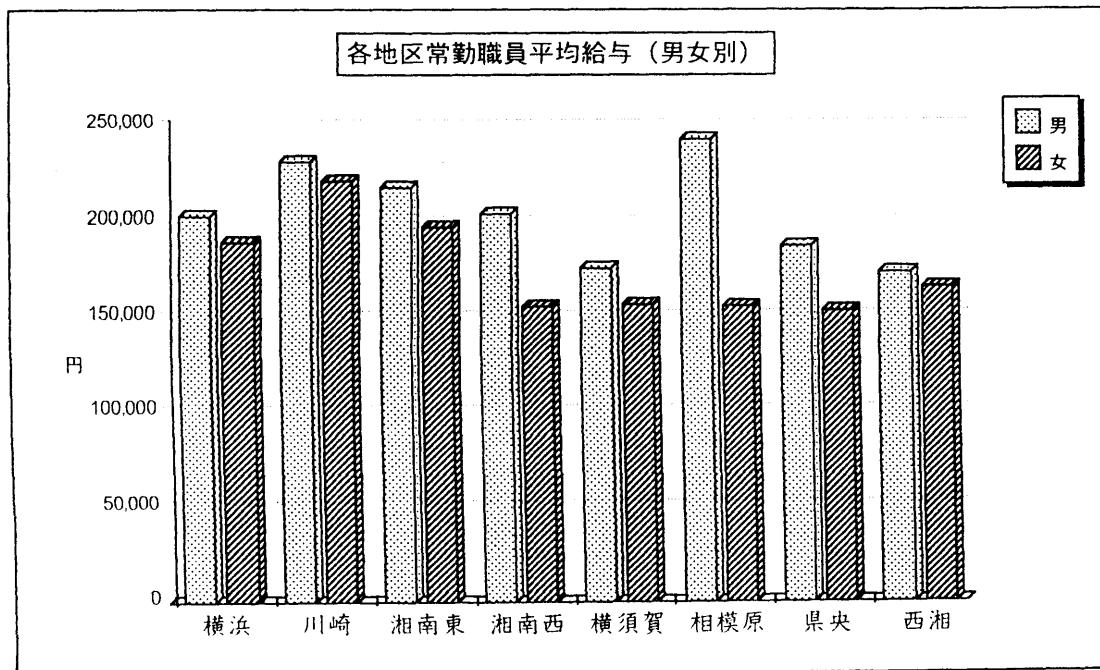
	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	184320	238000	255200	207950	152220
女性	177410	240400	175550	170900	159300



職員の勤務年数は5年未満が大多数を示していますが、男性が40代平均で255,200円でその後年齢と共に下がり、女性は30代平均で240,400円での後下がっている。

### 各地区常勤職員平均給与（男女別）

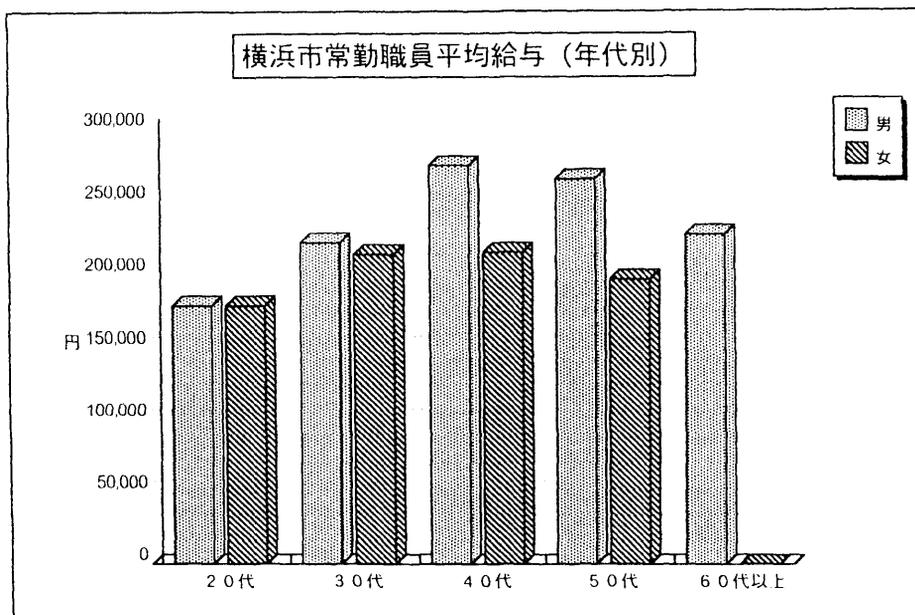
	横浜	川崎	湘南東	湘南西	横須賀	相模原	県央	西湘
男性	203,797	231,332	218,114	204,306	176,566	243,615	187,815	174,830
女性	190,046	221,802	198,021	155,218	157,199	156,021	153,111	165,788



地域作業所職員の平均給与は、地区により特徴があります。女性職員の給与は男性職員より低くなっています。

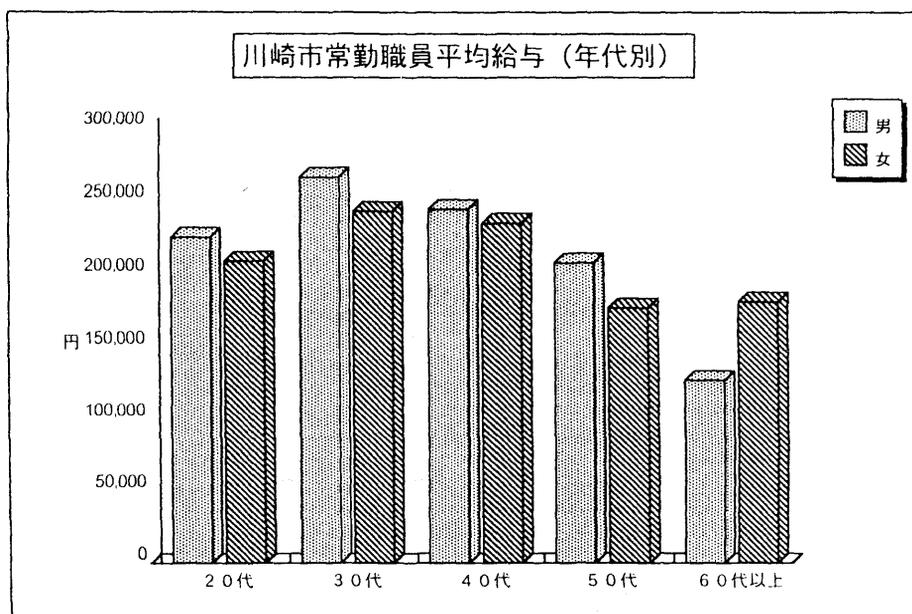
川崎・相模原地区職員平均給与が他の地区より高いのは、法人・団体の委託作業所があるためと思われます。横須賀・県央・西湘地区が他より低いのは、各市の各種補助内容が低いことを表していると思います。

各地区共に利用者援助の上で、職員が長く定着できるよう労働条件の整備がなされているとは言えず、今後この改善に向けて各市町村との話し合いをしていく必要があります。



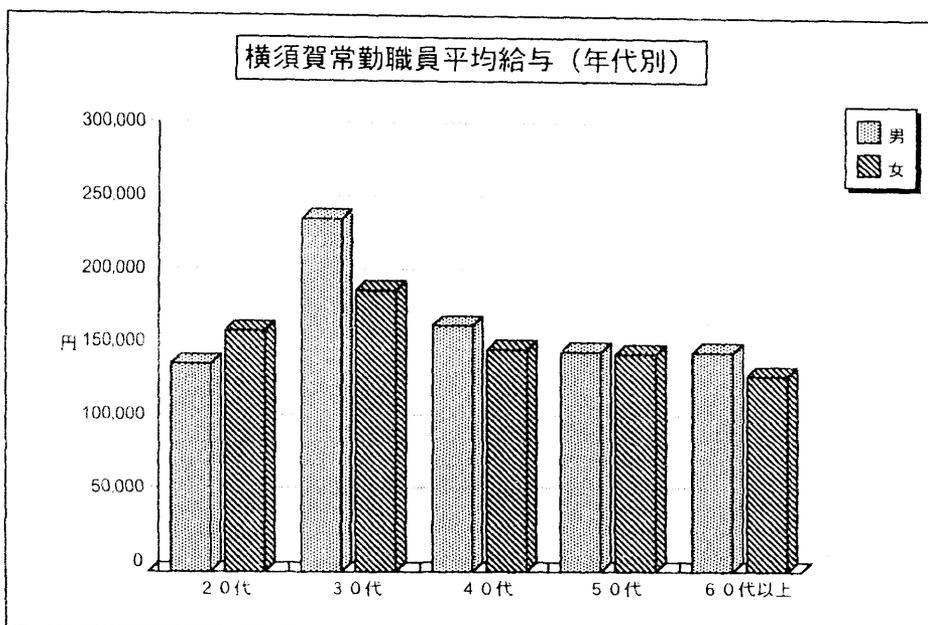
横浜市常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	179019	221289	273755	264975	226666
女性	178047	213088	215365	195708	なし



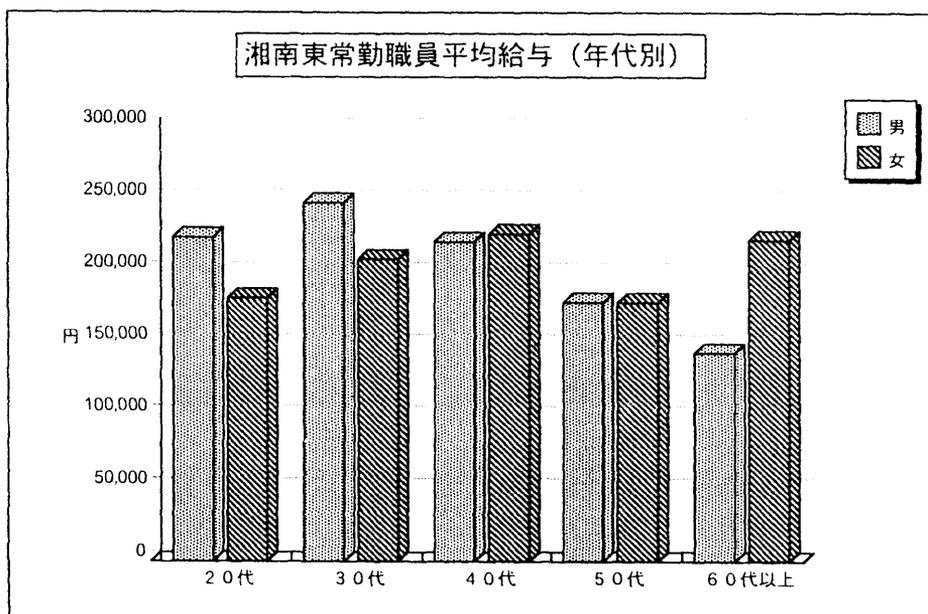
川崎市常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	225852	266763	244395	208700	126750
女性	208837	243342	234938	177338	181750



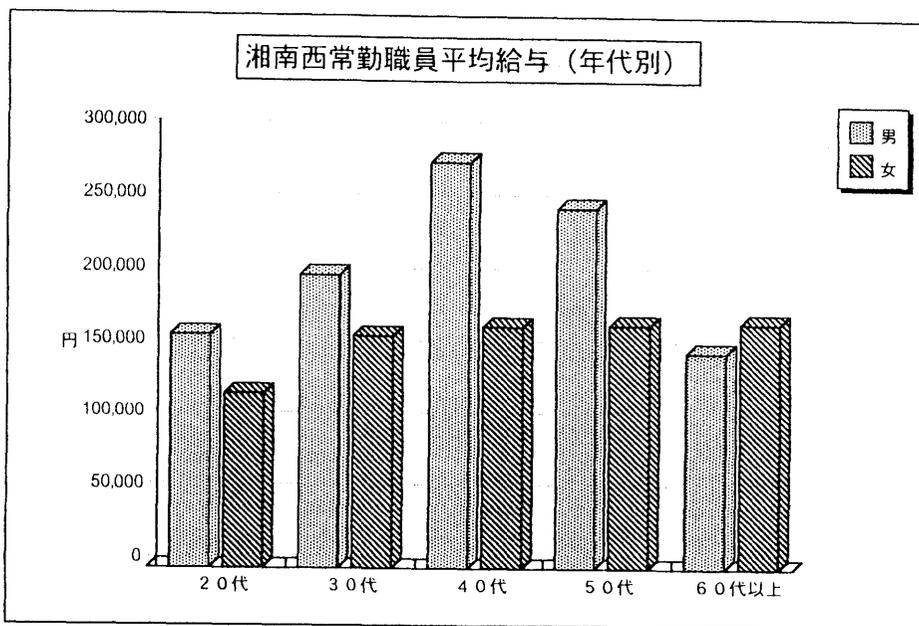
横須賀常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	141774	242325	169250	150800	150677
女性	165415	192706	152768	149567	134500



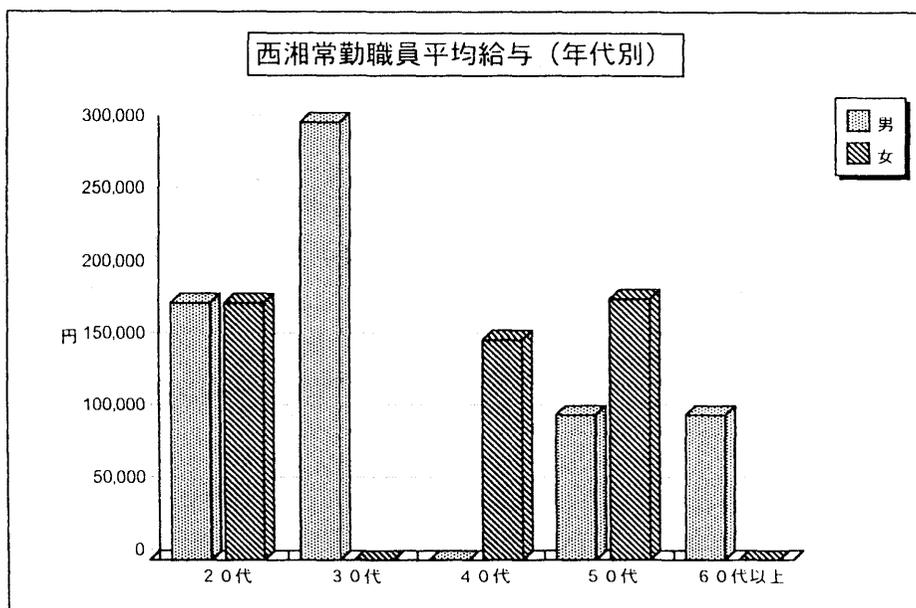
湘南東常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	223704	248716	221000	179912	144333
女性	183073	209825	227682	179881	222500



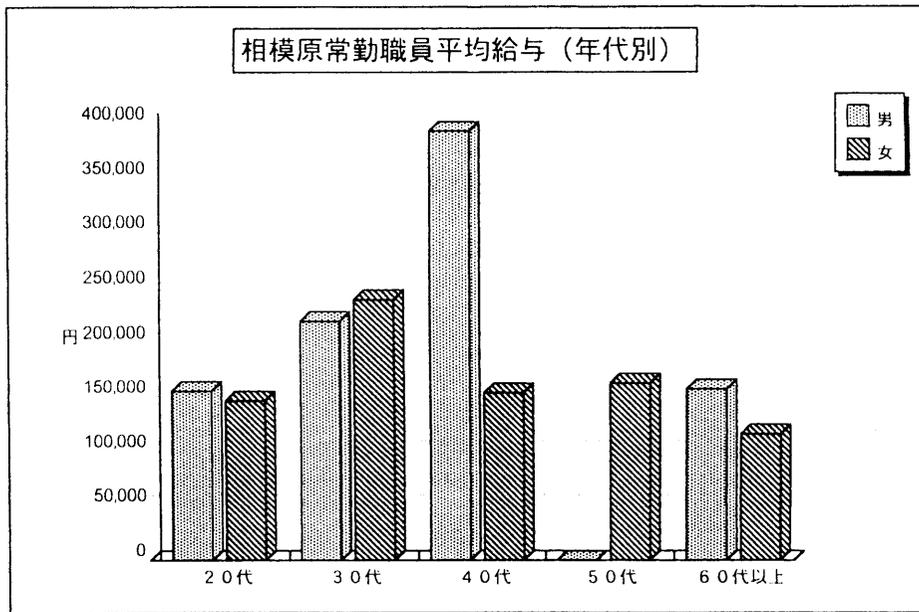
湘南西常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	161446	202600	280285	248750	150000
女性	120000	161000	167375	168648	170000



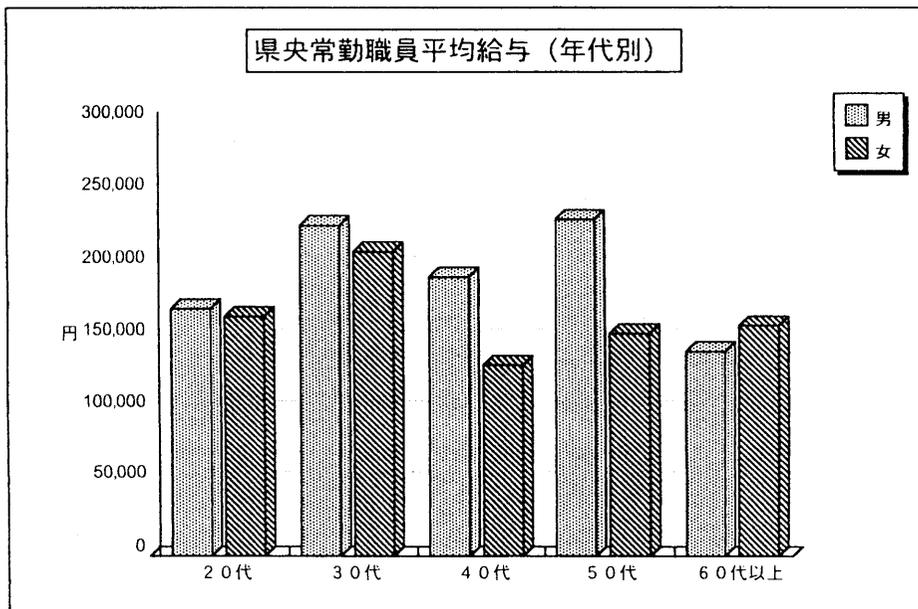
西湘常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	178278	303800	なし	100000	100000
女性	178000	なし	153267	180500	なし



相模原常勤職員平均給与

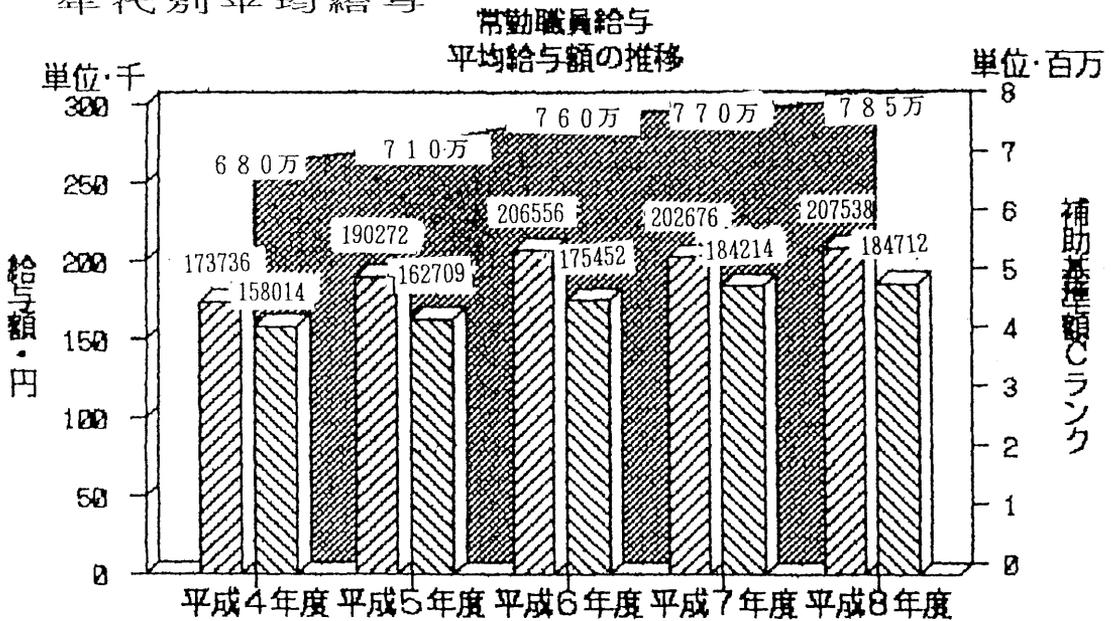
	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	156190	219890	392342	なし	156600
女性	146798	239121	153322	162049	115375



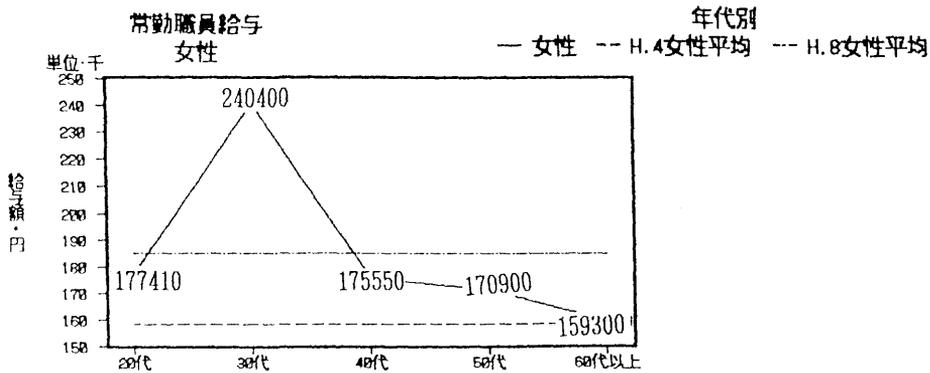
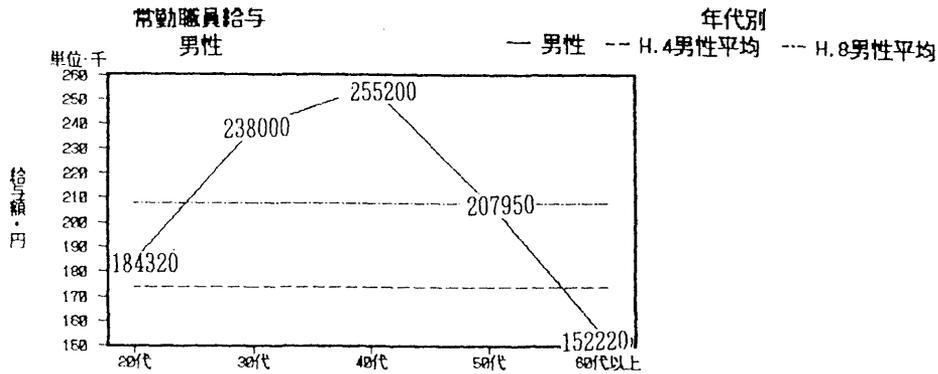
県央常勤職員平均給与

	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	170987	228060	192825	232700	141520
女性	166000	211000	132606	154645	160000

補助金と職員給与平均の推移と  
年代別平均給与



年度別月額平均給与  
 ▨ 男性 ▩ 女性 ▩ 補助基準額Cランク



職員の毎年、給与の平均額は、補助金額のアップとともに推移しています。このグラフからも職員定着が難しい状況がわかります。特に女性職員の給与の低さと厳しさは調査結果に出ています。

# 別調査より

社会保険加入率 平成7年12月現在

地区別 作業所数	労働保険		社会保険		退職金制度(福利・医療・中退・事業団等制度利用)
	労災	雇用	厚生年金	健康保険	
全県下 376	362 96.3%	351 93.4%	311 82.7%	311 82.7%	308 81.9%
横浜地区 134	134 100%	134 100%	134 100%	134 100%	118 88.0%
川崎地区 47	41 87.2%	41 87.2%	39 83.0%	39 83.0%	30 63.8%
湘南東地区 36	34 94.4%	32 88.9%	29 80.6%	29 80.6%	26 72.2%
湘南西地区 24	23 95.8	21 87.5%	14 58.3%	14 58.3%	23 95.8%
横須賀地区 45	44 97.8%	40 88.9%	33 73.3%	33 73.3%	37 82.2%
相模原地区 39	38 97.4%	38 97.4%	21 55.3%	21 55.3%	29 74.3%
県央地区 31	29 93.5	27 87.1	24 77.4%	24 77.4%	27 87.1%
西湘地区 20	19 95.0%	18 90.0%	17 85.0%	17 85.0%	18 90.0%

公立6作業所を除く。

平成8年 4月現在

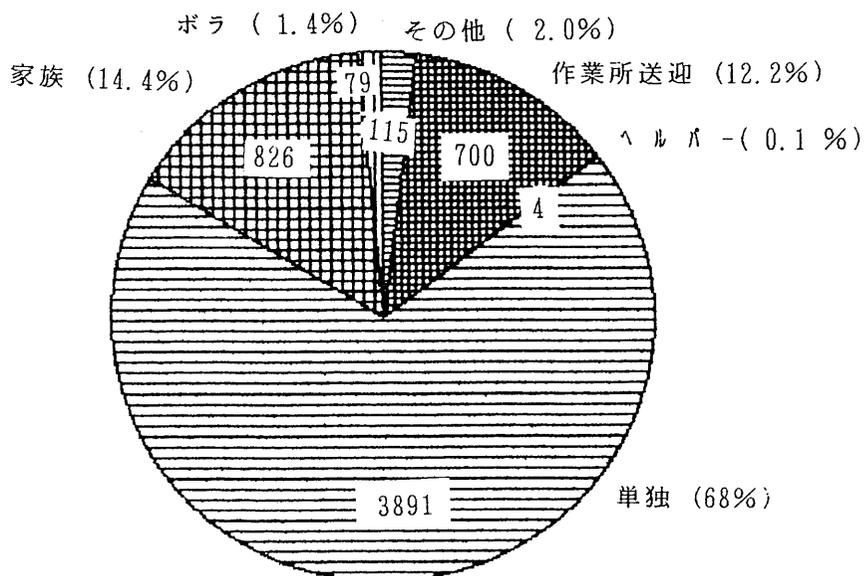
地区別 作業所数	労働保険		社会保険		退職金制度(福利・医療・中退・事業団等制度利用)
	労災	雇用	厚生年金	健康保険	
全県下 400	395 98.8%	380 95.0%	349 87.3%	349 87.3%	332 83.0%
横浜地区 141	141 100%	141 100%	141 100%	141 100%	124 87.9%
川崎地区 54	51 94.4%	51 94.4%	48 88.9%	48 88.9%	41 75.9%
湘南東地区 37	36 97.3%	36 97.3%	32 86.5%	32 86.5%	27 73.0%
湘南西地区 24	23 95.8	21 87.5%	14 58.3%	14 58.3%	22 91.7%
横須賀地区 51	51 100%	42 82.4%	38 74.5%	38 74.5%	40 78.4%
相模原地区 43	43 100%	43 100%	35 81.4%	35 81.4%	33 76.7%
県央地区 30	30 100%	27 90.0%	25 83.3%	25 83.3%	28 93.3%
西湘地区 20	20 100%	19 95.0%	16 80.0%	16 80.0%	17 85.0%

公立6作業所を除く。

職員の労働保険・社会保険の加入率は年々上がってきていますが、社会保険・退職金制度の事業主負担も地域作業所にとって大きいものです。補助金基準額の低さが、職員の労働条件の整備がされにくい状況をつくっています。

## 8. 利用者の通所状況

地区名	作業所送迎		単 独	家 族	ボラン ティア	ヘル パー	その他
	作業所数	利用人数					
横 浜	40	219	1258	385	65	1	94
川 崎	17	125	527	48	0	0	2
横須賀	9	81	476	90	7	1	0
湘南東	7	72	486	64	3	0	1
湘南西	11	86	216	28	0	0	0
西 湘	6	35	245	19	1	0	0
相模原	7	13	374	87	1	1	11
県 央	12	69	309	105	2	1	7
合 計	109	700	3891	826	79	4	115



地域作業所の利用者は、単独で作業所に通っています。これは地域作業所が通いやすい地域の中にあり、障害の重い人もひとりで通える範囲だということです。

家族の送迎が14.4%あり、また地域作業所が送迎をしているのは12.2%と、少ない職員で送迎している状況で、送迎補助制度の確立が必要です。

(例：横浜市)

対象者数	1～4人	5～8人	9人以上
月 額	40,000円	80,000円	100,000円

9. 作業所内で常時介護・援助が必要な状況  
(この調査は、客観的基準はなく、職員が感じる状況)

地区名	移 動	衣 服 の 着 脱		食 事	排 泄		作 業	そ の 他
		男	女		男	女		
横 浜	2 8 9	1 4 0	1 2 1	2 1 7	1 4 4	1 2 5	2 8 0	0
川 崎	7 0	2 8	3 2	3 2	2 6	3 1	1 0 4	0
横須賀	9 3	5 5	4 5	8 2	5 2	4 2	1 1 8	3
湘南東	5 1	2 0	2 1	2 0	1 6	1 4	3 7	0
湘南西	3 1	1 3	1 2	2 3	1 5	1 8	1 9	2
西 湘	2 7	1 2	8	2 5	1 7	1 0	4 1	0
相模原	3 6	1 4	1 2	1 7	1 1	1 5	5 6	0
県 央	2 6	1 0	1 2	1 2	1 1	1 1	2 7	0
合 計	6 2 3	2 9 2	2 6 3	4 2 8	2 9 2	2 6 6	6 8 2	5

地区別障害程度

地区名	重 度	中 度	軽 度	不 明	合 計
横 浜	8 6 0	2 8 9	1 3 8	5 1 6	1 8 0 3
川 崎	2 7 8	1 3 7	5 4	2 5 2	7 2 1
横須賀	2 6 4	1 9 2	8 2	1 2 8	6 6 6
湘南東	2 0 2	1 2 9	7 0	2 0 6	6 0 7
湘南西	1 5 1	8 1	4 7	4 5	3 2 4
西 湘	8 8	3 9	2 3	1 2 0	2 7 0
相模原	2 3 6	1 1 5	4 5	1 2 3	5 1 9
県 央	2 6 0	1 2 4	3 7	4 5	4 6 6
合 計	2 3 3 9	1 1 0 6	4 9 6	1 4 3 5	5 3 7 6

職員が感じる状況ではあますが、作業中に常時介護や援助の必要な人が682人と利用者全体の12.6%を占めている。この状況は、他の利用者も含めて対応していくために職員数の確保が問題となっていることがわかります。

## 10. 作業所の時間外援助サービス

利用者の地域生活を支えるために作業所時間外に作業所が行っている援助

地区名	17時以降 援助	買物	食事	入浴	休日余暇 活動	その他
横浜	102	23	16	20	137	27
川崎	25	3	0	0	13	9
横須賀	9	4	4	0	2	0
湘南東	0	2	0	0	17	0
湘南西	4	0	0	3	0	5
西湘	1	1	0	0	0	12
相模原	0	0	0	0	38	12
県央	0	3	0	0	2	0
合計	109	36	20	23	209	65

### 参考資料

(財)横浜市在宅障害者援護協会

横浜市障害者地域活動ホーム機能強化モデルのメニュー事業より

(一時ケア事業)

内容	日中、活動ホームにおいて、家族に代わって障害児者と一時的に一緒に過ごす。
事由	家族の通院、買物、学校行事への参加等、レスパイト
利用料	1時間300円、食事代1食400円、送迎代1回400円
補助金額	1回5,100円(1回1人2時間以上とする。)
利用方法	原則として1時間単位で利用するものとする。

(ショートステイ事業)

内容	夜間、活動ホームにおいて、家族に代わって障害児者と短期間一緒に過ごす。
事由	家族の入院、旅行、出産等、レスパイト
利用料	1泊3,000円、送迎代1回400円
補助金額	1回22,300円(1回1人1泊とする。)
利用方法	原則として1泊単位で利用するものとする。

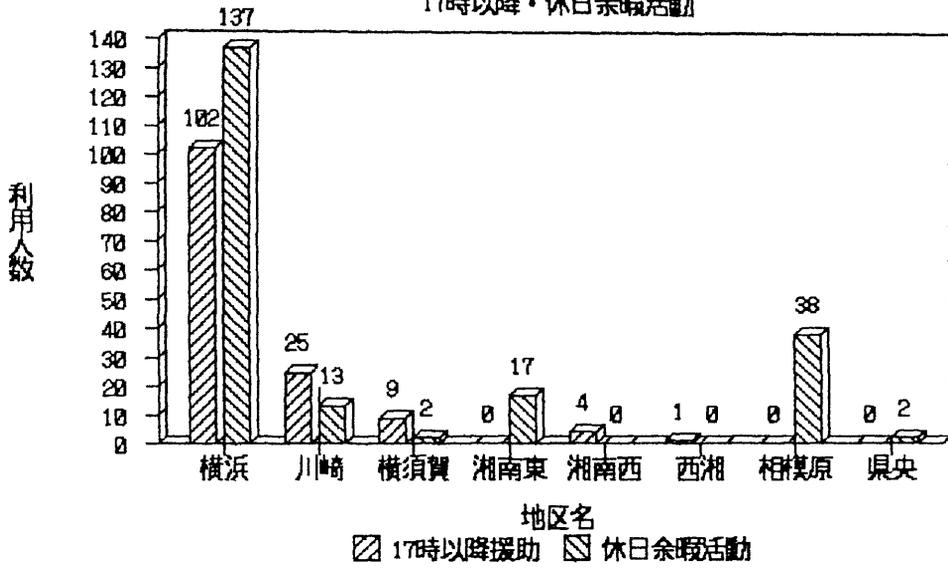
(余暇活動支援事業)

内容	休日や夜間、活動ホーム又はその他の場所で、余暇の充実や生活技術の向上を図る。
利用料	外出に要する経費等(交通費、入場料、材料費、機材借上料等)の実費
補助金額	1回11,100円(1回半日以上とする。)

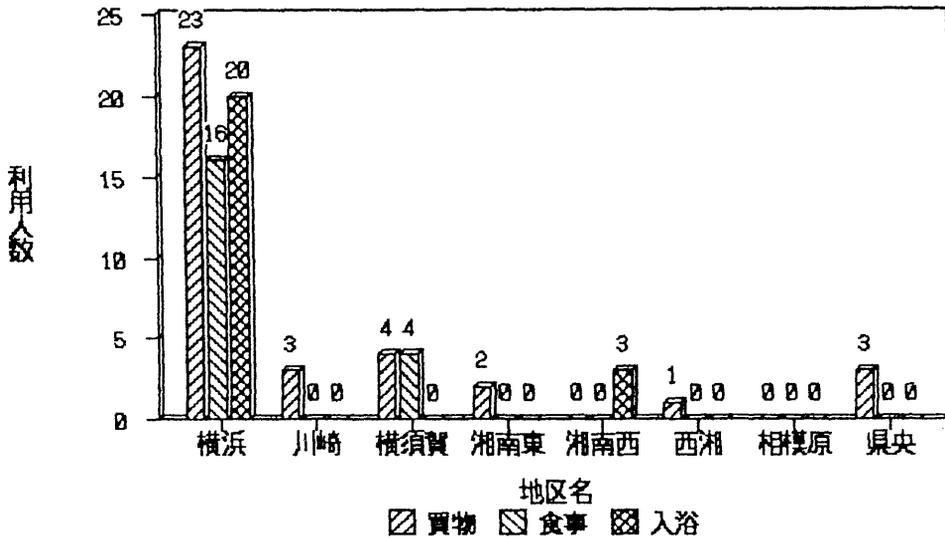
横浜では時間外のメニュー事業があるので、件数が他の地区より多くなっています。

しかし、現在の地域作業所の補助内容では、メニュー事業内容でも職員数は確保出来ず、職員の負担となっています。止むにやまれず各地域作業所が行っていますが、本来ならば利用者の地域生活が広がるためには、余暇活動などは別のスタッフ・場所で開催していくべきだと思います。

時間外援助サービス  
17時以降・休日余暇活動



時間外援助サービス  
買物・食事・入浴

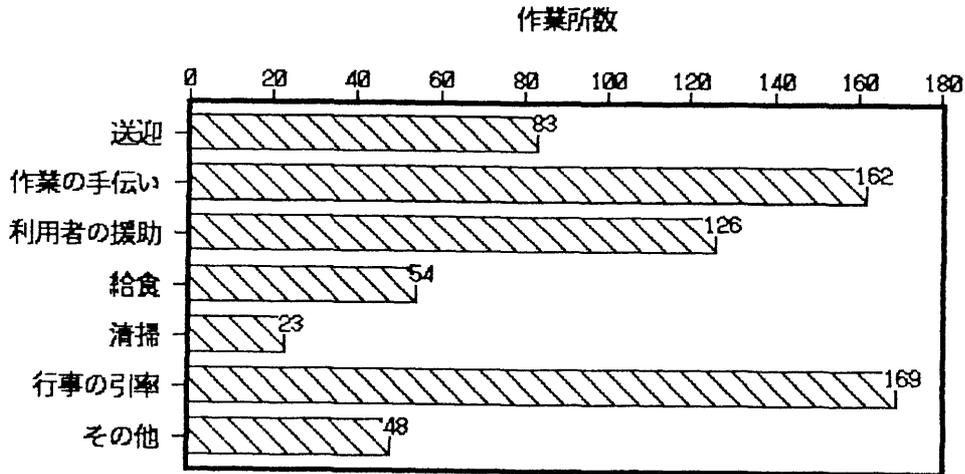


その他

どのようなボランティアを必要としているか（339ヶ所回答）

単位：ヶ所

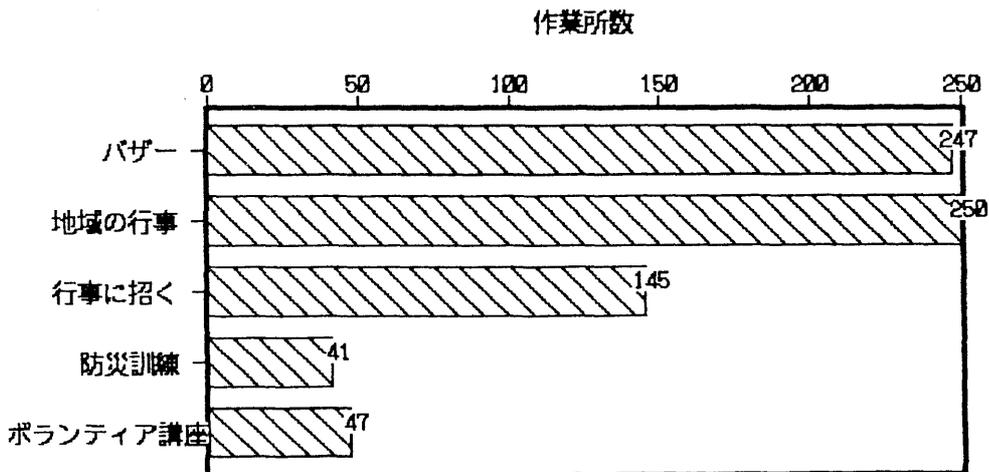
送迎	作業の手伝い	利用者の援助	給食	清掃	行事等の引率	その他
83	162	126	54	23	169	48



作業所で実施している地域交流（339ヶ所回答）

単位：ヶ所

バザー	地域の行事に参加	作業所の行事に地域の人を招く	地域の自治会等と防災訓練を行う	地域でボランティア講座を開く
247	250	145	41	47



1. 平成8年度

神奈川県・横浜・川崎市障害者地域作業所補助基準額

種別	補助金額	障害者地域作業所					家庭内作業所
		民間			委託	公立	民間
		神奈川県	横浜市	川崎市	神奈川県		神奈川県
A	20名以上	970万円	1,500万円	1,144.4万円	830万円	720万円	500万円
B	15名～19名	855万円	1,270万円	970.4万円	740万円	670万円	470万円
C	10名～14名	785万円	1,030万円	880.4万円	680万円	620万円	440万円
* D	5名～9名	555万円	*町区域のみ				

市町村独自補助事業内容

市町村	補助事業名	内 容	通所者交通補助								
横浜	初年度設置費	1ヶ所250万円(上限) 家屋改造費、権利金、備品など(初年度、移転の場合)	全額支給 自家用車使用 月額5,000円 一定補助								
	移送費	<table border="1"> <tr> <td>対象人数</td> <td>1～4人</td> <td>5～8人</td> <td>9人以上</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>40,000円</td> <td>80,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> </table>		対象人数	1～4人	5～8人	9人以上	月額	40,000円	80,000円	100,000円
	対象人数	1～4人		5～8人	9人以上						
月額	40,000円	80,000円	100,000円								
借地・借家費	(月額) 5万円まで全額、5万円超過分×1/2(上限なし。)										
川崎	初年度設置補助	1ヶ所50万円	市営バスについては、 無料定期支給 民営バスについては、年 額1万円/回数 券、重度者につい ては、無料定期支 給								
	通所援護費	1ヶ所24万円(年間)									
	整備費	計画予算(50万円以上)×1/2(上限200万円)									
	家賃・賃借料補助	家賃の1/2×12ヶ月(上限月額6万円、年間72万円但し、4月1日契約とする。)									
横須賀	設備費補助 対象:新設、ラ ンク変更作業所	初年度設置補助:(新築、増築)1ヶ所300万円(450万円×2/3) 機具、備品購入費:30万円(45万円×2/3) 物賃賃借契約による当初要する経費:30万円(45万円×2/3)	実費1/2 自家用車使用 月額2,000円 一定補助								
	家賃補助	A (家賃-38,000円)×1/2      C (家賃-31,000円)×1/2									
		B (家賃-34,000円)×1/2      上限120,000円まで(月額)									
	特別奨励補助金	A 16万円    B 12万円    C 8万円    年額									
	重度障害者加算	1人×(月額)5,000円×人数×12ヶ月 対象:1Q35以下、1、2級、3級+1Q50以下									
平塚	家賃補助	(月額)3万円まで全額、3万円超過分×1/2(上限月額10万円)	実費1/2								
	民間社会福祉施設等職員慰労金	職員1人に対し、(夏期)5,000円 (冬期)10,000円									
	重度障害者加算	1人×(月額)10,000円×人数×12ヶ月 対象:1級、2級、A1、A2									
	施設整備改修費	50万円まで全額、50万円を越えた部分1/2(上限100万円まで)									
	車両購入費補助	(上限)100万円(通所移送車両として平塚市福祉基金利用、市社協)									

市町村	補助事業名	内 容	通所者交通補助
鎌 倉	社会参加事業費	(年間)15 万円	実費全額
	送迎車維持管理費	(年間)60 万円	
	重度加算補助	1 人× (月額)5,000円×人数×12ヶ月 対象者: 1 級、2 級、A1、A2	
	家 賃 補 助	(月額) 家賃 1/2 ×12ヶ月( 上限月額 5万円 )	
藤 沢	移 送 費	(年額)180万円( 自力通所困難な重度身体障害者の通所作業所)	実費全額
	重度障害者加算費	1 人× (月額)2万円×人数×12ヶ月 対象者: 1 級、A1、A2	
	家 賃 補 助	賃貸契約金額× 1/2 ( 上限月額10万円、年額120 万円)	
	運営費補助	愛の 100 万円を上限( 重度障害者の対象作業所に対し1 割加算)	
	設備補助	輪 新設作業所、増改築に対し 1/2 ( 上限 250万円)	
	備品購入費	基金 購入費× 1/2 上限: (新品) 50万円、(中古)30 万円	
小田原	重度障害者加算補助	1 人× (月額)10,000 円×人数×12ヶ月 対象者: 1 級、2 級、A1、A2	実費全額 カッ、自家用車使用通所10日以上 片道5km未満月6000円(月額) 片道5km以上月10000円(〃) 通所10日未満 片道5km未満日300円 (〃) 片道5km以上日500円 (〃)
	福利厚生費	(常勤の職員)1人× (年額)38,000 円×職員数	
	家賃加算補助費	(月額)8万円まで全額、8 万円以上× 1/2 (上限月額) 10万円	
茅ヶ崎	カリッ代補助	年額 144,000円( 月額12,000円×12ヶ月)	実費全額 自転車通所 1回 100 円
	維持管理経費	(月額)8,000円×12ヶ月	
	重度障害者加算補助	1 人× (月額) 4,000 円×人数×12ヶ月 対象者: 1 級、2 級、A1、A2	
	家 賃 補 助	(上限) 月額3.5 万円まで(借地によるものも含む)	
相模原	家 賃 補 助	月額20万円まで全額	実費全額
	重度障害者加算費	1 人× (月額)20,000 円×人数×12ヶ月 対象者:A1、A2+自閉的傾向者 1 人× (月額)10,000 円×人数×12ヶ月 対象者:1、2 級、A2	
	企業活用型作業所加算	1 作業所200万円加算	
	健康診断料補助	1 人×6000円×2/3×人数 対象者: 利用者、職員(常勤、非常勤)	
秦 野	新設建設費補助	計画の 1/2 ( 上限200 万円)	収入に応じ支給
	初度調弁費	50万円(備品費の補助)	
	重度障害者加算	1 人× (月額)1.5万円×人数×12ヶ月対象者: 1 級、2 級、A1、A2	
	重複障害者加算	1 人× (月額)3万円×人数×12ヶ月 対象者: 1 級及び、2 級でかつIQ35以下	
	借地・借家補助	(上限月額)5万円	
	事業備品加算	新たな作業開拓のための補助(年額上限100万円)	

市町村	補助事業名	内 容	通所者交通補助
厚 木	改造費助成	(上限)150万円	実費 2/3
	健康診断費	1人×4,440円×通所者・職員	
	家賃補助	(月額)65,000円まで全額、 6.5万円以上の1/2 (上限月額)13万円	
	重度障害者加算	1人×(月額)6,500円×人数×12ヶ月対象者:1級、2級、A1、A2	
	職員研修費	1人×2万円(年間)×職員数	
	運営費加算	一律35万円(年間)	
大 和	重度障害者加算	1人×(月額)9,000円×人数×12ヶ月対象者:1級、2級、A1、A2	(月額)3ヶ月 定期×1/3 利用日数より基 準あり。  徒歩の場合 (月額)700円 自家車使用 5km未満2000円 5~10km3000円 10km以上5000円 (月額)
	家賃補助	月額上限9万円	
	新設作業所整備	1作業所あたり工事費1/2以内200万円を上限とする。	
	新設作業所 初度調弁費	(年間)1作業所費100万円を上限とする。	
	職員研修費補助	(年間)1人×23,500円×人数(ただし、1作業所5人限度)	
	管理運営費加算	作業所規模に応じ、補助基本額を基準として予算の範囲内で別に定める金額。 1. 人事管理費 人件費-県基準額 (職員給与は市の給与表を使用) 2. 一般管理費 作業所別に積算し、補助する。	
	健康診断料助成	(年間)1人×8,000円×人数(職員・利用者)	
伊勢原	家賃借地補助	(月額)49,400円	実費全額 家用車使用 5km以内2000円 (月額) 5km~10km 3000円 10km以上5000円
座 間	家賃補助	7万円まで全額、7万円以上×1/2 上限10万円まで	5日未満支給なし 5~10日定期代1/2 (3ヶ月定期×1/3) 10日以上定期代 (3ヶ月定期×1/3) 家用車使用(月額) 5km以内2000円 5km~10km3000円 10km以上5000円
	大規模作業所指導加算	(年間)100万円(通所者25人以上の作業所対象)	
	職員研修費補助	A 10万円 B 7.5万円 C 5万円 年額	
	重度加算	職員数×3,000円×12ヵ月(ただし、職員数は次のとおり) A 5人 B 4人 C 3人	
綾 瀬	運営費補助	C 10~14名 208.5万円 上乗せ、他作業所委託。	実費全額 家用車使用 2km以内3000円 (月額) 2km以上5000円
寒 川	運営費補助	B 15名~19名 422万円 上乗せ。	実費全額
大 磯	家賃補助	(月額上限)2.5万円×12ヶ月	実費 1/2
	施設整備費	(月額)10万円×12ヶ月(5年間)	
津久井	建物維持管理費	年間120万	なし
相模湖	運営費補助	なし	なし

(市町村補助のみ。委託、公立除く)

平成8年度 神奈川県障害者地域活動センター補助基準額

	種別	人数	補助内容		
運営費 県1/2 市1/2	A	20名以上	1500万円		
	B	15名~19名	1260万円		
管理費(家賃) 県1/2 市1/2	A	20名以上	80万円		
	B	15名~19名	60万円		
補助率3/4 県2/3 市1/3	建築費	基準単価×基準面積 155,900円×7.3m <sup>2</sup> ×利用定員			
	修繕費	上限500万円、下限50万円			
	改修費	155,900円×基準面積			
	権利金	A	876,000円	B	657,000円
	設備整備費	77,000円×利用定員			

市町村独自補助事業内容

市町村	補助事業名	内容
平塚	民間社会福祉施設等職員慰労金	指導員1人対し、(夏期)5,000円 (年末)10,000円
	重度障害者加算	1人×(月額)10,000円×人数×12ヶ月 対象者:1級、2級、A1、A2
	施設設備改修費	50万円まで全額、50万円を越えた部分の1/2(上限100万円まで) (平塚市福祉基金)
	車両購入費補助	(上限)100万円(通所移送車両として平塚市福祉基金利用、市社協)
藤沢	重度障害者加算	1人×(月額)2万円×人数×12ヶ月 対象者:1級、A1、A2
	家賃補助	賃貸契約金額(年額)×1/4(上限)60万円
	運営費補助	愛の輪 50万円を上限(重度障害者の対象作業所に対し1割加算) 購入費×1/2 上限:(新品)50万円、(中古)30万円
	備品購入費	
相模原	家賃補助	月額20万円まで全額
	健康診断料補助	1人×6000円×2/3×人数 対象者:利用者、職員(常勤、非常勤)
大和	重度障害者加算	1人×(月額)9,000円×人数×12ヶ月 対象者:1級、2級、A1、A2
	家賃補助	月額上限9万円
	健康診断料補助	(年額)人×8000円×人数 対象者:利用者、職員
	職員研修費補助	(年額)1人×23,500円×人数(ただし、1作業所5人限度)

## 2. 県単型ケアセンター（デイ・サービス）

ケアセンター（デイ・サービス）																												
施設の特徴	国基準に満たない 小規模ケアセンター																											
施設面積	規定なし																											
利用者数	年間1,000人以上																											
補助基準額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間利用者</th> <th>補助基準額</th> <th>重度加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000人以上</td> <td>10,000,000円</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>1500人以上</td> <td>11,000,000円</td> <td>1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2000人以上</td> <td>12,000,000円</td> <td>1,450,000円</td> </tr> <tr> <td>2500人以上</td> <td>13,000,000円</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>3000人以上</td> <td>14,000,000円</td> <td>2,250,000円</td> </tr> <tr> <td>3500人以上</td> <td>15,000,000円</td> <td>2,600,000円</td> </tr> <tr> <td>4000人以上</td> <td>16,000,000円</td> <td>2,950,000円</td> </tr> <tr> <td>4500人以上</td> <td>18,000,000円</td> <td>3,350,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間利用者	補助基準額	重度加算	1000人以上	10,000,000円	700,000円	1500人以上	11,000,000円	1,100,000円	2000人以上	12,000,000円	1,450,000円	2500人以上	13,000,000円	1,800,000円	3000人以上	14,000,000円	2,250,000円	3500人以上	15,000,000円	2,600,000円	4000人以上	16,000,000円	2,950,000円	4500人以上	18,000,000円	3,350,000円
	年間利用者	補助基準額	重度加算																									
	1000人以上	10,000,000円	700,000円																									
	1500人以上	11,000,000円	1,100,000円																									
	2000人以上	12,000,000円	1,450,000円																									
	2500人以上	13,000,000円	1,800,000円																									
	3000人以上	14,000,000円	2,250,000円																									
	3500人以上	15,000,000円	2,600,000円																									
	4000人以上	16,000,000円	2,950,000円																									
	4500人以上	18,000,000円	3,350,000円																									
機能訓練事業	1,500,000円																											
緊急通報システム事業	500,000円																											
在宅介護支援センター運営費	4,500,000円																											
処遇向上支援	536,000円																											

## 運営費との格差

### 障 害 者 地 域 作 業 所

基準なし

規定なし

作業所活動利用を年間210日として

Dランク	5人～9人	年間1050人～1890人
Cランク	10人～14人	年間2100人～2940人
Bランク	15人～19人	年間3150人～3990人
Aランク	20人以上	年間4200人

	定 員	年間利用者数	補助基準額
Dランク	5人～9人	年間1050人～1890人	5,550,000 円
Cランク	10人～14人	年間2100人～2940人	7,850,000 円
Bランク	15人～19人	年間3150人～3990人	8,550,000 円
Aランク	20人以上	年間4200人	9,700,000 円

0 円

0 円

0 円

0 円

3. 法内施設との格差（比較表）運営費、整備費、職員配置

種 別	定 数	運 営 費 等		
		措 置 費 ( 運 営 費 補 助 )		
身体障害者福祉法 (通所授産・ 神奈川県)	20人 以上	(特甲地の場合) 通所者1人あたり (月額)		
		事務費 120,000円 民振費 11,156円	計 131,156 円	計 <u>155,956 円</u>
		給食費 6,300円 一般生活費 18,500円 (給食なし) 9,970円		
		通所者20人のとき (年額)		
		141,126 円 × 12月 × 20人 = 33,870,240円 給食なし		
		155,956 円 × 12月 × 20人 = 37,429,440円 給食あり		
精神薄弱者福祉法 (通所授産・ 神奈川県)	20人 以上	(特甲地の場合) 通所者1人あたり (月額)		
		事務費 一般費 155,430円 加算費 24,890円	計 180,320円	計 <u>211,557 円</u>
		生活費 16,760円 民振費 14,477円		
		通所者20人のとき (年額)		
		211,557 円 × 12月 × 20人 = 50,773,680円		
障害者地域作業所 (神奈川県)		基準	補助金・年額	1人当りの月額換算
	Aランク	20人以上	9,700,000円	~ <u>40,416 円</u>
	Bランク	15~19人	8,550,000円	<u>47,500</u> ~ <u>37,500 円</u>
	Cランク	10~14人	7,850,000円	<u>65,416</u> ~ <u>46,726 円</u>
	Dランク	5~9人	5,550,000円	<u>92,500</u> ~ <u>51,388 円</u>

- 注 1. 法内の金額は、平成8年度当初予算である。  
 2. 民振費は、民間社会福祉事業振興費で、単価は施設毎に異なるが、便宜上(身障)  
 3. 障害者地域作業所は、平成8年度補助金である。

整備費補助 基準単価	職員の配置
本体 (m <sup>2</sup> 当り) 171,900円 冷暖房 (m <sup>2</sup> 当り) 20,100円 浄化槽(1人当り) 33,200円  補助額 補助基準額 × 3 / 4	施設長 1 医師 1(1)又は(嘱託医) 指導員 3 [うち非常勤(1)] 調理員 2 [うち非常勤(1)] 事務員 1  合計 8(3)
同 上	施設長 1 医師 1(1) (嘱託医) 指導員 4 調理員 2 事務員 1  合計 9(1)
な し	指導員1名以上

11,156円、(精薄) 14,477円で積算した。(民改率5%で設定したとして計算する。)

#### 4. 神奈川県年度別養護学校高等部卒業生の進路

卒業年度	卒業生数	大学等進学者数	専修学校(高等課程進学)	専修学校等(公共職業訓練施設含)	就 職 者					
					計	農林漁業	建設業	製造業	卸小売飲食店	サービス業
H 7 全	806	40		29	134	1	4	53	21	51
%	100	5.0		3.6	16.6	0.1	0.5	6.6	2.6	6.3
盲聾	87	30		4	35		3	11		20
肢体	74	0			2	1				
精薄	645	10		25	97		1	42	21	31
H 6 全	873	46	1	39	174	2	1	66	31	66
%	100	5.3	0.1	4.5	19.9	0.2	0.1	7.6	3.6	7.6
盲聾	114	36	1	7	41			15		22
肢体	88	0	0	2	1				1	
精薄	671	10	0	30	132	2	1	51	30	44
H 5 全	897	36	1	38	174	1	2	84	28	53
%	100	4.0	0.1	4.2	19.4	0.1	0.2	9.4	3.1	5.9
盲聾	96	27	1	12	36			12	1	21
肢体	99	0	0	1	2			1	0	
精薄	702	9	0	25	136	1	2	71	27	32

状況

その他	無 業 者								
	計	児童 施設	更生 施設	授産 施設	医療 機関	地域 作業所	その他の 施設	在宅	死亡 不詳
4	603	23	154	153	3	215	4	51	
0.5	74.8	2.9	19.0	19.0	0.4	26.7	0.5	6.3	
1	18		2	6		1		9	
1	72	6	22	6		24		14	
2	513	17	130	141	3	190	4	28	
8	613	19	167	113	2	265	10	37	
0.9	70.2	2.2	19.2	12.9	0.2	30.4	1.1	4.2	
4	29		3	3		3		20	
	85		34	7		36	2	6	
4	499	19	130	103	2	226	8	11	
6	647	30	180	130	2	270	9	26	1
0.7	72.1	3.3	20.1	14.4	0.2	30.1	1.0	2.9	0.1
2	20		2	6		3		9	
1	95	3	32	7	2	41	7	3	1
3	532	27	146	117		226	2	14	

障害者地域作業 所 設置 数	
福祉部 所管	
作業所	259
横浜活動ホーム	6
川崎サービス	11
活動センター	14
家庭内作業所	6
作業所	264
活動センター	12
家庭内作業所	6
作業所	243
活動センター	13
家庭内作業所	4

5. 障害者地域作業所補助基本額および設置数の推移

	補助基本額 単位 (千円)																
	A 通所者 20名以上			A' 市町村直営 20名以上			B 15名～ 19名			B' 市町村直営 15名～19名			C 10名～ 14名		C' 市町村直営 10名～14名		D 5名～9名
52	2,900																
53	2,900																
54	3,000																
55	3,500																
56	5,000																
57	6,000					5,000											
58	6,200			---			5,100			5,000							
59	6,500			---			5,400			5,300							
60	6,600			6,400			5,500			5,400							
61	6,700			6,500			5,600			5,500							
62	6,800			6,500			5,700			5,500							
63	7,000		6,500		6,400		6,000		5,900		5,500						
元年	7,200		6,500		6,600		6,000		6,100		5,500						
2	7,400		6,500		6,800		6,000		6,300		5,500						
3	7,800		6,500		7,100		6,000		6,500		5,500						
4	補助A	委託	公立	補助B	委託	公立	補助C	委託	公立	補助D							
	8,300	7,800	6,500	7,500	7,100	6,000	6,800	6,500	5,500	4,700							
5	8,600	7,800	6,800	7,800	7,100	6,300	7,100	6,500	5,800	4,900							
6	9,400	8,300	7,000	8,300	7,400	6,500	7,600	6,800	6,000	5,300							
7	9,500	8,300	7,100	8,400	7,400	6,600	7,700	6,800	6,100	5,400							
8	9,700	8,300	7,200	8,550	7,400	6,700	7,850	6,800	6,200	5,550							

平成9年1月現在  
(福祉部所管)

前年度末 設置数	前年度末 廃止数	新設 数	年度途中 廃止数	年度末 設置数	備 考
(6)		5		11	52.10 補助開始のため初年度は、 半期分として、1,450千円
11		8		19	
19		10		29	
29		5		34	
34	2	11		43	
43	1	12		54	57.4ニランク制 A-20名以上 B-10名~19名
54	2	15		67	58.4市町村直営ランク設置
67		17	1	83	
83		23		106	
106	3	22		125	
125	1	23	1	146	
146	3	23		166	63.4三ランク制 A-20名以上 B-15名~19名 C-10名~20名
166	4	25		187	
187		19	1	205	
205	3	23	2	223	
223	7	15	4	227	5.4四ランク制 A-20名以上 B-15名~19名 C-10名~20名 D-5名~9名
227	9	17		235	5.4委託ランク制
235	11	21	2	243	
243	4	27	5	261	
261	3	25	3	280	280カ所には横浜市の活動ホーム 強 化型 6カ所・川崎市心身障害者デ ィサービス事業11カ所含む

在宅障害者家庭内作業所補助基本額および設

	補助基本額 単位 (千円)			前年度末設置	前年度末廃止	新設数
	利用者20名以上 A	利用者15名~19名 B	利用者10名~14名 C			
55	2,000					1
56	3,000			1		1
57	3,600		3,000	2		1
58	3,700		3,100	3		1
59	3,900		3,300	4		0
60	3,900		3,300	4		0
61	4,000		3,400	4		1
62	4,100		3,500	5		1
63	4,200	3,900	3,600	6		0
元年	4,300	4,000	3,700	6		0
2	4,400	4,100	3,800	6	2	0
3	4,500	4,200	3,900	4		0
4	4,600	4,300	4,000	4		0
5	4,700	4,400	4,100	4		0
6	4,800	4,500	4,200	4		0
7	4,900	4,600	4,300	4		2
8	5,000	4,700	4,400	4		2

障害者活動センター補助基本額および設置数

	補助基本額 単位 (千円)				前年度末設置	前年度末廃止	新設数
	A 利用者20名以上		B 利用者15名~19名				
	基本額	管理費加算分 (家賃補助)	基本額	管理費加算分 (家賃補助)			
4	13,600	800	11,800	600		4	
5	14,300	800	11,900	600	4	5	
6	14,700	800	12,300	600	9	4	
7	14,900	800	12,400	600	9	1	1
8	15,000	800	12,600	600	13	0	2

置数の推移（福祉部所管）

年度途中 廃止	年度末 設置	備考
	1	
	2	
	3	57.4二ランク制
	4	
	4	
	4	
	5	
	6	
	6	63.4三ランク制度
	6	
	4	
	4	
	4	
	4	
	4	
	6	
	6	（平成9年1月現在）

の推移（福祉部所管）

年度途中 廃止	年度末 設置	備考
	4	
	9	
	13	
	13	
	15	（平成9年1月現在）

在宅精神障害者地域作業所補助基本額および

	補助基本額 単位 (千円)				前年度末設置	前年度末廃止	新数設
	利用者20名以上		利用者15名~19名	利用者10名~14名			
	A	A'	B	C			
56	(1,500)				(1)		1
57	6,000			5,000	2		3
58	6,200			5,100	5		3
59	6,500			5,400	8		4
60	6,600			5,500	12		5
61	6,700			5,600	17		6
62	6,800			5,700	23		4
63	7,000		6,400	5,900	27		9
元年	7,200		6,600	6,100	36		4
2	7,400		6,800	6,300	40	1	6
3	7,800		7,100	6,500	45		6
4	8,300	7,800	7,500	6,800	51		11
5	8,600	7,800	7,800	7,100	62		8
6	9,400	8,300	8,300	7,600	70		16
7	9,500	8,300	8,300	7,600	86		16
8	9,700	8,300	8,550	7,850	102	1	16

設置数の推移  
(衛生部所管)

年度 途中 廃止	年度 末 設置	備 考
	2	56年度は補正のため1500千円
	5	57.4ニランク制
	8	
	12	
	17	
	23	
	27	
	36	63.4三ランク制度
	40	
	45	
	51	
	62	H4. 委託ランク制度
	70	
	86	
	102	
	117	(平成9年1月現在)

6. 平成8年度 国・神奈川県・横浜市・  
グループホーム、生活ホームの補助額

項目	国	神奈川県
設置費	なし	50万円(県10/10)
運営費 基準	(4人)(月額) 1人あたり63,260円×4人×12カ月 (5人) 1人あたり50,610円×5人×12カ月 (6人) 1人あたり42,170円×6人×12カ月 (7人) 1人あたり36,150円×7人×12カ月	1人×86,000円(月額) ×人数×12カ月 (県・市1/2)
重度加算	対象者:A1、A2 1人月額63,260円を入居状況の 単位にプラスする。	なし
家賃補助	なし	なし
体験入居費	なし	なし
事務費	なし	なし
代替職員 雇上げ費	なし	なし

市町村独自補助内容

	横須賀市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市
設置費	整備費50万円	30万円	建設補助 建設費の½	50万円
家賃補助	月額10万円上限家賃½		上限5000万円	
重度障害者 加算	1人月額1.5万円 身体障害者手帳1,2級 IQ35以下の者 身体障害者手帳が3級かつ IQ50以下の者	—	—	—
特別奨励補助	年額4万円	—	—	—

川崎市の  
(知的)

(H 8 . 6 . 1 4)

横 浜 市		川 崎 市	
初度調弁費 整備費	50万円 306.2万円	設置費	100万円
88,400円×人数×12カ月 (月額)		86,000円×人数×12カ月 (月額)	
入居者が次に該当する時は 1人月額138,700円 ①身体障害者手帳1、2級 ②IQ35以下の者 ③身体障害者手帳が3級でかつ IQ50以下の者		なし	
1/2補助 月額上限額177,000円		月額上限額120,000円	
1人2,900円(1泊) ①から③の該当者4,600円 1ホーム30回年間限度回数		なし	
30万円(年間)		30万円(年間) 法人運営事務費	
なし		1日×7000円×1/2 (年60回まで)	

相模原市	厚木市	海老名市	座間市	平塚市、小田原市、 秦野市、綾瀬市、大和市
—	—	—	30万円	—
上限月額 12万円 家賃½	上限月額 10万円 家賃½	(委託) 家賃、光 熱水費全 額他 総額入居 者4人 3628000 円上乗せ	月額 10.3万円 家賃全額	—
—	—	—	—	—

平成 8年 8月 6日

神奈川県知事  
岡崎 洋 殿

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会  
会 長 高 下 昇  
住所 横浜市神奈川区沢渡4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
電話 045(311)1421  
内線 222

## 障害者地域作業所の運営充実に関する 要 望 書

平素、障害者施策の充実にご尽力される貴職および関係職の皆様に対し、心から感謝いたします。

本年4月、施行された「神奈川県福祉の街づくり」条例は、これまでの指針、要綱を条例化し、街づくりをその政策の上で表明されました。これから質、内容を問われる「新総合計画」も私たち仲間の心をいかに組み込み、また参画、発言の場をいただけるか、貴職のこれからの障害者施策に一層の期待を持つものです。

障害を個性ととらえるには、発揮する場が必要です。障害を認め、個性を育て、人となりに生きる場として地域作業所を選択し、毎日元気に通所する仲間たち。利用するにかなう場としての求めにこたえ、地域性を求めながら、この仲間たちの期待にこたえるため地域作業所として関係者は日夜たいへんな努力をしております。

障害を持つ人の地域生活維持は、その援助、支援はもとより、条例による環境の整備・改善、親亡きあとのナイト・ケアとしての生活ホーム等の充実なしには成り立ちません。

私たちは、障害のある人たちの地域生活をより豊かにするために環境を整備し、支援することにより高齢化社会を含めての福祉の充実があるものと考えます。

以上の趣旨から私たちは、次のことを要望いたします。

## 要望事項

- 1、障害者地域作業指導事業の補助金の算出基準を明示されたい。
- 2、地域作業所において、利用者のよりよい援助をしていくための基準について
  - (1) 抜本的に障害者地域作業指導事業実施要綱を見直し、常勤職員 2 名以上にされたい。
  - (2) 補助金の人件費枠を確立し、職員が長期にわたり就業できるよう補助体系を確立されるように図られたい。
- 3、施設環境、安全の改善について
  - (1) 作業所整備・改善費補助制度の確立。
  - (2) 家賃補助事業を別枠で創設されたい。
  - (3) 街づくり条例上、定められた福祉施設としての地域作業所に対して、民間施設等で行われる耐震検査を実施し、当面必要な補強策を講じてほしい。
  - (4) 市街化調整区域における地域作業所建設ができるように図られたい。
- 4、家庭内作業所の補助金を地域作業所と共に見直し、運営費の基盤確立に努められたい。
- 5、障害者地域活動センター設置運営基準を見直し、補助金の増額を図られたい。
- 6、障害を持つ人が生まれ育った街で老いることを選択できるように
  - (1) 重度の障害を持つ人が、地域で生活していける生活ホーム・ケア付き住宅の補助金の増額をされたい。
  - (2) ホームヘルパー派遣事業の利用者負担金の基準を、従来の生計中心（家族）の前年度所得から本人の所得とし、利用範囲の充実とガイドヘルパー制度の拡充を図られたい。
- 7、地域行政の調整をする県において
  - (1) 障害を持つ人が各市町村でサービス受けるに当たって、地域格差のないよう是正を図られたい。
  - (2) 地域作業所の中で、障害を持つ人が行政区分を越えた利用ができ、また入所施設からの利用も出来るよう定員として位置付けられたい。
- 8、利用者の生活の質を高めるために、障害を持つ本人に対し制度や地域生活に関する情報をわかりやすく提供されたい。

## ま と め

神奈川県で障害者地域作業指導事業が誕生して20年になります。当初は100カ所が目標であったものが、今年度は400カ所を越え、実態調査からも作業所は今後も増加していくものと推察されます。なぜこのように作業所は増え続けていくのでしょうか。ひとつには学校教育は保障されても、その後の長い人生を支えていく、成人期障害者が地域で生活していくための施策が遅々として進んでいない現状があると考えられます。そして、その厳しい現状の中、地域では住民が社会連帯の理念のもと、障害をもつ人たちの地域生活を支えようと『共に生きる』を実践してきた結果だと思えます。また精神障害の方にとっても医療的ケアをうけつつ一般の企業で働くことの困難な場合、活動の場として作業所の果たす役割は大きなものとなっているからだと思います。

1993年12月に出された障害者基本法によって、国は障害者施策に関する基本的な計画が義務づけられました。また都道府県及び市町村はその自主性を尊重しつつ、それぞれが主体的に計画を策定することを要請されました。これをもとに1995年12月に障害者プランが策定されました。このプランは不十分ながらも数値目標が設定されたことと、障害者にとって一番身近な市町村が最終的には実施主体となることを定めたことは大きな意味があると思います。国は市町村に障害者基本計画を策定するための道標として総理府から『市町村障害者計画策定指針』をだし、そのなかで市町村の現状を踏まえ、可能なものについては数値目標を設定すること、障害者自身の意見が計画に反映されるよう計画策定の過程に障害当事者が参加できる手続きを確保すること等と共に、1996年度中に市町村は努力目標として『市町村障害者計画』を作してほしいと訴えています。ところが、総理府が『平成7年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告』をみると市町村において策定されているところは全体の1割程度にしか過ぎず、神奈川県では策定済みが0カ所、策定中6カ所、検討中12カ所（政令指定都市は除く）に過ぎません。策定しない市町村が多いのは高齢者保健福祉計画と異なり障害者計画は策定が要請されているだけだからでしょうか。

しかし、市町村障害者計画の策定は、それぞれの市町村のなかで、作業所の位置付けや、今後の在り方を考えるうえで大きな意味をもってくると思います。私達作業所関係者はこれらの動向を注意深く見守って行くと共に、あらゆる機会を通じて必要な事柄については発言していくことが大切だと思います。

障害をもつ人たちの地域での生活を支えるための施策を計画・立案する上で欠くこ

とのできない重点課題として次のものがあげられます。1点目は、働く場・活動する場等、日中の活動の場をどう充実して過ごすかです。2点目は生活の場・夜間の場をどう確保し充実させていくかです。ここには余暇も含まれます。3点目は介護の問題等（ホームヘルパー・ガイドヘルパー）をふくめて地域生活をコーディネートしていく機能をどう確立していくかです。4点目は所得保障です。この4点はどの障害についても共通する課題だと思います。今回の実態調査でも、障害をもっている方が地域のなかで暮らしていくにはとても厳しい現状と、現在それを支えている基盤の脆弱さが浮き彫りになりました。これらの実態を踏まえ、今後障害者福祉・地域福祉のなかで何が必要なかを検討すると共に、他機関とのより一層の連携を深めるなかで、地域のなかで障害者が当たり前で暮らせる体制が確立できるように活動していくことが、今私達に求められていると思います。

今年度も、県障作連として要望書を神奈川県知事宛に提出しました。そして、障害福祉課や各会派の議員の方達との懇談会を実施し、この実態調査を基に話し合いをもちました。補助制度ができたころは、作業をする場として考えられていましたが、現在は圧倒的に重度の障害の方が作業所を利用し、作業というよりは、日中の活動の場となっています。その状況に見合った補助制度の在り方（要綱の中の職員数の増員・人件費枠の確立等）の改善が早急に望まれています。現在障害者の方が、また作業所が抱える問題をただ単に発言するのではなく、データを積み上げる事によって数字としてだしていくことは説得力があり、行政としても実態を把握せざるを得ない状況になってきています。

通所施設に通っている人よりはるかに多い人を受け止めている地域作業所が、障害をもつ方にとってよりよい支援ができる体制を確立し、地域で暮らしていく上で必要とするサービスを障害者自らが選択し、決定できるように、今後も多くの方に実態を解っていただく努力と、地域での運動をねばり強く続けていくことが必要だと思います。

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会調査・研究部員名簿

	氏名	地区名	所属
調査・研究部担当副会長	海原 泰江	横須賀地区	あまね共同作業所
調査・研究部部长	矢沢 洋	湘南・東地区	木曜クラブ
調査・研究部副部长	薄葉 雄一	県央地区	大和福田作業所
調査・研究部員	鈴木 淳	川崎地区	はぐるま管工舎
調査・研究部員	石井 明光	相模原地区	マーブリングハウス
調査・研究部員	小川ハルヒ	湘南・西地区	福祉作業所第二ひのきの家
調査・研究部員	横溝 泰世	西湘地区	福祉作業所うぐいすの家
調査・研究部員	国分 達也	県央地区	大和すずな作業所
調査・研究部員	開発 正明	湘南・西地区	ひこうき雲
調査・研究部員	佐藤 画生	横浜地区	障害者地域活動ホームいづみ 会館
調査・研究部員	内田 真一	横浜地区	ともしびの家

この報告書は（財）日揮社会福祉財団の助成金より作成しています。

1997年 2月22日発行 昭和51年12月22日第三種郵便物認可  
KSK 通刊1567号（毎月12回2.3.4.5 のつく日発行）  
発行 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会  
〒222 横浜市港北区鳥山町1752  
編集 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会  
〒221 横浜市神奈川区沢渡4-2  
県社会福祉会館内 045-311-1421内222

頒価 500円